

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	農地転用等に係る農地開発の制約（農地法）	耕作放棄地などについて、転用が原則不可となっている農振農用地区域、甲種農地、一種農地の転用緩和が出来ないか。特に一種農地の転用については各自治体の農業委員会によってスタンスが異なることがあるため、対応方針を統一して頂きたい。また、共有地の農地の一時転用（工事中の仮設用地等）に、地権者全員の同意が必要となっているが、過半数の同意で進められる等の緩和が出来ないか。	-
①	農山漁村再生可能エネルギー法における運営主体の国への変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村再生可能エネルギー法を利用するにあたっては、国が主体となって協議会を運営できないか。 ・協議会を設定する場合には地方自治体に補助金等を出せないか。 	<p>農山漁村再生可能エネルギー法の運用例が特に陸上風力では少ない。受け入れてくれる自治体が少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は協議会を設定しなければならない、協議会を設置すると1年ほど期間が必要となる。 ・市町村は基本計画を作成し国・都道府県から同意を得なければ認定されない。 ・以上から財政や職員に余裕がない役所は対応しづらいのではないか。
①	農地法における一時転用許可期間	一定の条件を満たした農地で、太陽光パネルを設置するための架台基礎部分の土地について、一時転用許可期間として3年（もしくは10年）となっているが、金融機関の立場としてもファイナンス対応が困難となることが多く、中長期の計画が立て難いことから、無期限となるよう調整もしくは20年としてほしい。	-
①	農地転用の原則許可化	市町村の設備整備計画があれば、都道府県許可等は、ネガティブチェックにとどめ（例えば農地法の場合、当該都道府県の農業政策上問題がある場合のみ不同意など）、原則許可することが必要。	農山漁村再エネ法で市町村が設備整備計画を立てても、農地転用に都道府県の許可が必要など、その後の手続きがたいへんで、市町村も積極的になれないという実態がある。
①	農地における再生可能エネルギー導入制約の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や風力発電にも農地そのまま土地を利用可能としていただきたい。具体的には、農山漁村再エネ法や温対法に基づく市町村の計画によって、発電事業への農地の利用を可能とする。 この措置によって太陽光発電所にする事で、農地の荒廃化を抑制することができ、必要に応じて農地に戻すことも可能になる。農地のまま、太陽光発電事業を可能にすることで、利益の一部を地域農業に活用するモデルもやり易くなる。 ・農地における自家消費型の再生可能エネルギーに対する導入規制を緩和し、農業機械や設備以外で活用することを可能としていただきたい。当面は、E V充電ステーションや通信装置などへの給電活用などが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の法の目的が「国民に対する食料の安定供給の確保に資すること」となっており、エネルギー安定供給も食料と同様に国の安全保障上最重要事項にも関わらず、エネルギー安定供給のために農地を利用することができない ・農地では営農型太陽光発電設備以外、完全自家消費であっても農地で使用する農業機械・設備の消費電力量を超える太陽光発電設備を設置する事が出来ない。E V充電ステーション用の太陽光発電・蓄電池の設置も認められない。 <p>この制約は、E Vモビリティなどへの太陽光発電の活用や5 G普及などに影響が出る恐れがあり、今後活躍が期待される5 Gを用いた農業用ロボット等にもブレーキとなる恐れがある。</p>
①	農地活用の制約の解消	国や都道府県の事業によって開墾された農地の活用規制を緩和し、こうした一定の集団農地を小規模特区のような形でプロポーザルを受け付けられるようにして、新規産業創出に活用できるようにする。	<p>バブル期前後に開発された集団農地において、バブル崩壊等による経済不況もあり上手く農業経営が行われず、土地の配分を受けた地主にも土地改良事業の分担金ばかりが負担として残っている。</p> <p>このような農地では、露地栽培以外の活用が制限されたり、長年の分担金滞納が積もり土地の集約が難しいという問題を抱えている。また農地を管理する組合の破綻が懸念されている。</p>
①	営農型太陽光発電の一時転用許可における「担い手」の基準問題(兵庫県事例)	都道府県によって大きく基準が異なる認定農業者であることを、特定営農型太陽光発電の要件とするのではなく、農業従事年数や経営耕作面積など定量的な基準で評価して欲しい。 日本の農業は兼業農家で支えられているので、その人たちが申請できるハードルにして欲しい。	兵庫県三木市で父の代から30年以上も兼業農家をし農地を守ってきた。特定営農型太陽光発電に取り組む際の要件の一つである「認定農業者」のハードルが高い。農業委員会によると売上ではなく利益で年間480万円以上出さないと申請すらできない。 本来、地域を担う農業者を育てる制度のはずが一部の農家しか利用できない。(三木市では2件)
①	市街化調整区域の制度見直し	都市計画法を見直し、市街化調整区域においても農業法人の従業員が居住できる建物や、事務所、あるいは農泊施設等を柔軟に建設できるようにする。	都市近郊の農村エリア等に対して市街化調整区域の設定が広範に行われており、農業法人が事務所・倉庫・作業場・住宅等を設置する事が難しい。 また営農型太陽光発電によって発電を行っても、需要施設が設けられないことで、そのエネルギーを近傍で消費する事も阻害されている。 農村部の人口減少や過疎化を問題視しながら、市街化調整区域の指定によって新規就農者の就業・居住・滞在する空間すら設けられないのは、都市計画行政と農地行政の甚だしい不整合である。
①	発電設備として利用する農地を公益事業特権とすること	発電機、変電設備、開閉所として利用する農地について、農振除外及び農地転用のいずれも、公益事業特権に適用できないか。	農地法に係る公益事業特権が不十分 ・電気事業法上の届出を済ませた発電事業者の特権について送電用工作物、発電機、変電所、開閉所によって一律ではないため公益事業特権を使えない例が多い
①	作物の知見の共有	作物データは、全国の栽培事例が多数出ているはずなので情報を共有化し可否を出せば許可までの期間が短縮され労力と経費も削減可能となっている。栽培事例の共有をお願いしたい。	ソーラーシェアリングにおいて、農業委員会に提出する作物の知見書を新規で作らないと認められない場合が多く時間と労力ばかりがかかるうえ、費用も50万円ほどかかるため、ソーラーシェアリングが前進しない理由になっている。
①	【陸上風力】耕作放棄地における風力発電導入促進のための手続きの迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の多様化や情報化社会により、国内の農業従事者は年々減少しており、耕作放棄地・荒廃農地等の面積は将来に向けて拡大することが予想される。 ・このような耕作放棄地の有効活用を進め、日本における再生可能エネルギーの導入を促進するためにも、農振除外、及び農地転用に係る手続きの迅速化を実現していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農振除外、及び農地転用の手続は、審査に時間がかかり、許可が付与されるまでに非常に時間がかかることから、現実に農地として有効利用されていない土地であるにもかかわらず、放置されたまま、開発ができないといった事態が生じている。 ・この点、2013年に成立した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律において、再生利用が困難な荒廃した農用地等のうち一定の条件を充足するものについては、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に含められるとされたが、同法に基づき認定された設備整備計画は67（2018年度末時点）に過ぎず、活用状況として十分であるとはいえない。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	【陸上風力】優良農地の風車設置利用促進、都道府県の再エネ推進インセンティブ(売電収入の一部営農者へ還元等)付与など検討	風力は基本的に民家や風を遮断する山岳丘陵から離隔をとる必要があるため、総体的に面積の大きな第一種農地(所謂「優良農地」)に適地が多い。優良農地にも設置できるように配慮をお願いしたい。 売電収入の一部営農者へ還元等できることをふまえ、転用面積が少ないのに発電量が多い風力発電の設置が促進されるよう、うまく行った転用事例があれば積極的に発信する等、都道府県市町村への働きかけも積極的にこなしてほしい	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」の第3.2.(1)②において、風力発電では、第一種農地も条件を満たせば転用可能とはされているが、全く活用がなされていない。
①	許認可事務手続きの効率化	許認可事務手続きの効率化を目的とした、許認可申請窓口のワンストップ化や地域毎（北海道、東北等の地域毎）の林野関連許認可相談員の配置を検討いただきたい。	地域森林計画の林地開発許可制度、保護林制度によっても同様にアクセス道路建設や掘削基地造成などの行為が規制されている。保安林制度の規制も重複する場合には、複数の規制を受けることになる。また、森林の公的機関としての所有者（管理者）は、国、都道府県、基礎自治体に分かれているため、地下資源の調査域によっては許認可窓口が複数に分かれることもある。
①	解除事例の周知	解除申請事例に関するデータや書面の閲覧など役所内部での共有を検討いただきたい。	従前より、再生可能エネルギー開発に関係する国有林利用や保安林解除に関しルール緩和がなされているものの地域により認識や取扱いに大きな差異が見られる。場合によっては他地域の解除などの前例情報を求められることがあるが、行政の方で全国の事例について周知できるような工夫ができないものか。
①	都道府県管轄の民有保安林等に関する制約	都道府県管轄の民有保安林において、開発を原則NGとする自治体や、森林審議会が迅速に開催されない、事前審査が受理されない等のケース、更には営林署による本省通達理解が不十分で、厳しい対応をされるケースも散見されるため、自治体・営林署対応方針を統一して頂きたい。また、国有保安林解除権限を国から都道府県に権限移譲することも一案。加えて、この関連で「緑の回廊」における開発の規制緩和も検討頂きたい。	-
①	国有林・保安林における制度見直し	実際には、太陽光発電モジュールに降り注いだ雨水は、モジュール勾配に沿って流れ、モジュールから地面に落ち、そこから地面に浸透する雨水も一定の割合で存在する。つまり、流出係数1.0でないケースもあり得るし、雨水を地下浸透させることは、水循環の観点からも重要である。そこで、モジュールから雨水が落ちる場所を洗掘されないようにし、地下浸透策を図った場合には、それを実証することで、流出係数をその実測値とする方が合理的と考えられる。	林地開発許可においては、太陽光発電所の流出係数（地面に水が浸透しない割合）を1.0とすることになっているが、実際には、地面への雨水の浸透がある。このような制度変更によって、合理的な土木工事とすることで、自然環境の過剰な改変も防ぐことができる。
①	【陸上風力】国有林野内の道路造成に関する許可基準の緩和	・国有林野において、風力発電用の道路造成が許可される様、森林法第34条第2項に関連して森林施業要件を緩和していただきたい。	・国有林野においては、森林施業用の目的でなければ道路造成が許可されないケースが発生している。 ・元々林業を実施していない地域や過疎化が進んでいる地域もあり、地元から登山道としての要望、共用林野組合から森林施業以外で道路造成に対するニーズもある。
①	【陸上風力】保安林内作業許可に関する許可基準の緩和	・風車の大型化に対応するため、風力発電の保安林内作業許可の許可要件を「500m2未満」を「3,000m2未満」に緩和していただきたい。 ・風力発電事業において発生する建設工事、大規模修繕工事および撤去工事に関しては、植栽を行うことを前提に標準伐期の規定の除外対象としていただきたい。	・保安林解除は、要件・審査が都道府県別に対応が異なることや明確な基準がないことから、風力発電事業では保安林内作業許可（許可権者は都道府県）で進める傾向が高い。 ・近年風車の大型化が進み、風車の保安林内作業許可要件（500㎡未満）では風車建設工事、大規模補修工事、撤去工事に支障となっている。 ・さらに森林法施行令において標準伐期による伐採の制限が設けられていることで保安林内で実施する風力発電事業の建設工事、修繕工事、および撤去工事に支障となっている。
①	【陸上風力】保安林解除の基準緩和	保安林を森林以外の用途に供するために保安林の指定の解除を行う場合、再エネの開発については、公益上の理由と同等の審査基準を適用していただきたい。	保安林を森林以外の用途に供するために保安林の指定の解除を行う場合、保安林指定解除の明確な基準がないため、都道府県別担当の判断基準が異なり、審査が長期化するケースが増えているのが現状。
①	【風力共通】保安林内作業許可の許可期間延長	・風力発電の場合、保安林内作業許可の許可期間を5年から20年に延長していただきたい。	・保安林内作業許可は許可期間が5年更新であるが、長期のファイナンス組成のためには、許可期間の長期化が求められる。
①	【陸上風力】緑の回廊指定区域内の風力発電事業開発	・緑の回廊指定区域において風力発電事業を行う場合、植生保護区域は回避すること、および各森林管理局の指導に基づき動物の移動経路を確保することを要件に事業化を許容していただきたい。	・緑の回廊指定区域は、植生を保護するため指定されている区域と、動物の移動経路を阻害しない様保護林と保護林を結ぶよう広く区域指定されている区域があり、前者の場合は回避することが比較的容易だが、後者の場合協議に長期を要している。 ・風力発電事業として活用する場合、面での開発ではなく、点での開発であるため、動物の移動経路を確保することは可能である。
①	【洋上風力】保安林内作業許可の緩和	国からの通達等により、国が選定した洋上風力発電事業者が行う必要最低限の伐採、電線路幅の合理的範囲は認める等、保安林内作業許可対象とするよう指導していただきたい。	・洋上風力においては一般海域にて発電した電力を海底ケーブルにて陸上に揚陸のうえ送電する必要があるが、海岸線一帯は飛砂防備保安林や保健保安林等の保安林指定地が殆どである。 ・保安林内作業許可の基準は各都道府県知事に委ねられており、その取扱いはさまざまであるが、指定施業要件に合致しない立木の伐採は不可、電線路の敷設幅は1 m以下に限る等の制約があり、海底ケーブルの揚陸等が困難な状況にある。
①	【陸上風力】貯木場の活用	土捨場を設けた場合の流量計算など設計上問題が無いことが証明されれば、林業に資する目的外利用を認めて欲しい。	林業に資する目的外では貯木場（土捨場）をサイトに設けることができない。この場合、山岳部のサイト開発で造成により数万㎡の発生土が発生した場合には場外に搬出する必要があるが生じ、事業採算性が悪化し事業を断念する原因の一つになる。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	【陸上風力】緑の回廊	指定根拠の見直し、指定区域内の運用基準の明確化と緩和をしていただきたい。	林野庁の通達によりエリアが指定されていて、県や地域によって運用方法や指定基準、根拠が統一されてなく、対応がバラバラである。また、緑の回廊内では風車の設置はダメという法的な縛りがないにも関わらず許可を得るまでに審査会議や有識者会議などが開催され時間だけいたずらにかかるようなケースが多い。
①	保安林の地熱資源調査	<ul style="list-style-type: none"> 保安林内での地熱資源調査のためのアクセス道路建設、調査井掘削基地造成などに係る作業許可基準において、面積（作業許可基準では0.05ha未満、一時作業許可基準では0.2ha未満）および期間（2年以内）の規制があり、リードタイムの長い新規地熱資源の調査開発が不可能または大幅な遅延となる事態が生じるため、期間や面積などの適切な規制緩和及び弾力的な運用を検討いただきたい。 地熱発電は小中規模であれば発電所の面積も大きいものではないため、保安林の伐採面積が少なく、周辺環境への影響も少ないものに関しては、保安林解除手続きを簡素化、また許認可に至るまでの期間を短縮など、優遇措置を検討いただきたい。 	「保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」として、「変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合」とあり、また、「一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合」として「④ 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。」、「③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。」、「⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。」とあり、この許可基準を満たさない場合は、保安林解除が必要となっている。
①	保安林における地熱発電	地熱開発は、地下資源開発特有の事業遅延リスクを伴うことから、FIT認定から運転開始期限までの期間を最大限確保するため、保安林解除の事務手続きが、FIT申請準備の段階から弾力的かつ迅速に行われるべきである。	2018年4月より、地熱発電のFIT認定にあたっては、設備の設置場所の権利者の証明書が必要になるとともに、FIT認定後の運転開始期限が設けられた。地熱発電所の建設に保安林解除が必要となる場合、保安林解除の事務手続きが遅れるとFIT認定後の運転開始期限に間に合わず、FIT適用期間の短縮が想定される。
①	既成の大規模地熱発電所からの排熱水の有効活用 および、地熱調査目的のための掘削（調査井）における未利用調査井の再利用	<ul style="list-style-type: none"> 現在稼働中の大規模地熱発電所（フラッシュ発電方式）にて利用した熱水の再利用による小規模地熱発電所（バイナリー発電方式）や自治体、民間による熱水地域活用（農業等）への積極的な推進をしていただきたい。 掘削工事（熱量）の結果を公開して、埋め戻すまでに期間を設けて、小規模発電、もしくは地域活性化事業活用のため利用希望者（企業、団体）を募り掘削にかかった費用や時間を無駄にしないよう仕組みを作り直していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2削減と森林等の環境保護の観点から、また、地元住民の民意を考えるに、特高、高压レベルの地熱開発目的の熱探査調査や掘削調査は難しい。 地熱開発のため、調査目的として掘削事業に対してJOGMEC等により補助金が支給されている。しかし、目的とする大型発電に必要とされる熱量が見込めないと判断された場合、調査井（熱源）が埋め戻しとなっている。
①	地熱モニタリング制度	<p>①掘削前のモニタリングを、「掘削許可取得まで」の1年間ではなく、「掘削開始」までの1年間に変更を検討いただきたい。現行の制度では、掘削前は「掘削許可取得まで」の1年間を求められているが、掘削許可取得時期は年3回程度の温泉審議会スケジュールに左右され、実際の掘削時期からずれる場合も多い。温泉法上の「工事着手届」を参照すれば掘削開始時は明確になっているため、掘削許可取得ではなく掘削開始までの1年間とする方が理にかなっているのではないか。</p> <p>②モニタリングの目的として、「長期にわたる継続的かつ安定的な地熱発電事業を実現するためには、地熱発電事業に伴って、周辺の地熱発電設備・開発地点・温泉・環境に影響を与えないことを、モニタリングを通じて把握することが極めて重要である。」と定められている。よって地域との共同事業で開発が進められているなど、既に十分地域の理解を得ながら進めているものに対して、全案件同一のモニタリング要件が課される点について施策を講じて頂きたい。大規模なものであれば影響範囲が大きい、例えば2MW未満の小規模開発において、地域の理解を得ながら進めているものについては、「近隣源泉から、モニタリング不要などの同意があれば、モニタリング義務を免除する」などの措置があることにより開発がより円滑に進むのではないか。</p> <p>③あらかじめ関係各所にていくつかの想定ケースに対して「この場合はこういう措置がある」などの措置を適用頂くことを検討いただきたい。モニタリング基準を明確化頂くことで、事業者のみならず窓口となる関係各所の業務効率化につながるのではないか。</p>	<p>地熱FIT申請モニタリング制度が、地熱開発リードタイム長期化につながっている</p> <p>①2020年4月から、モニタリングの要件が「出力1MW未満のものについて、温泉法に基づく掘削許可をうける1年前から1年間、自身源泉の半径3km以内の周辺源泉2か所以上、出力1MW以上については周辺源泉3か所以上のモニタリングが必要」となっている。</p> <p>②モニタリング要件が、地域の地熱発電に対する理解状況、開発規模、地域の特殊事情、発電に利用する井戸の個別事情などが考慮されず、一律に制定されている。</p> <p>③その土地の特殊事情により、例えば源泉の坑口が老朽化しており物理的にモニタリングができない、近隣源泉保有者がモニタリングに反対している、などどうしてもモニタリング要件を満たせない場合があるが、現状個別事情について関係各所に問い合わせをしても、それではいい/悪い、このようにしたらFIT申請の要件を満たす、など明確な回答が得られないため、事業計画に支障が出る事案がある。</p>
①	掘削における自然公園法上の制約	景観への影響が少ないもの、並びに地域の理解が得られていることなど一定の条件をクリアした場合においては、第2種特別地域及び第3種特別地域での許認可に係る期間の短縮を検討いただきたい。また、許認可にあたり明確な基準がなく、上述事例のように必要以上の対応求められる場合が多いため、実情に沿った対応を検討いただきたい。	<p>現状、通知において「地熱開発の行為が小規模で風致景観等への影響が小さなものや既存の温泉水を用いるバイナリー発電などで、主として当該地域のエネルギーの地産地消のために計画されるもの、当該地域の国立・国定公園の利用の促進や公園事業の執行に資するものなどについては、第2種特別地域及び第3種特別地域並びに普通地域において自然環境の保全や公園利用上の支障がないものは認めることとし、その促進のために地域への情報提供を行うなどの取組を積極的に進めることとする。」と定められているものの、実際に普通地域と、第2種および第3種における開発としては全く許認可に係る時間とハードルが異なる。特別地域での開発においては、環境省との事前協議段階で数か月かかり、詳細資料提出や、有識者へのヒアリングなどが求められる場合がある。</p> <p>許認可に要する時間について一例をあげると、普通地域からの傾斜掘削で坑底がほんの少しでも特別地域に係る場合は、深度などの個別事情を問わず環境省からの「特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可」が必要となり、申請書の受理から許可まで4ヶ月程度かかる。また、申請書受理までの事前協議も担当窓口から上局にお伺いを立てながら進めるためかなりの時間（1か月以上）を要する場合もある。</p>
①	資源調査における自然公園法上の制約	代表的な調査手法は、MT(Magneto-Telluric：地磁気地電流)法と呼ばれるものであるが、地表から1mほど穴を掘り、電極とコイルを設置し、1晩置いて地球から自然発生する電磁気を測定し、終了後は穴を埋め戻して原状回復するという内容であり、全く環境へのリスクは無い。よって地表調査については、環境に影響を及ぼさないもの、という条件の下の手続きを進めることで必ず許認可を得られるようにして頂きたい。	地熱発電では、まず適地選定のため、地表から地熱資源探査を行う。現状の自然公園法では、特別保護地区及び第1種特別地域であっても、「地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、かつ地表部に影響がなく原状復旧が可能なものについては、当該調査に係る地熱開発計画を踏まえた上で当該調査の必要性・妥当性等が認められる場合に限り、個別に判断して認めることができるものとする。」と定められているが、実際は調査段階から、最終的な地熱発電事業計画の提出を求められ、「調査を許可することはその後の発電事業を許可することである」という判断の下、内容によっては調査実施の許認可が下りない事例もある。
①	国立公園特別第1種内での試錐掘削	自然環境の保全に十分に配慮を行う前提で特別保護地域内での試錐掘削・開発を認めていただきたい。また、第一種特別地域内における試錐掘削・開発も認めていただきたい。	現状では第一種特別地域の地下のみが傾斜掘り掘削により開発が認められているが、地熱資源は国立公園・国定公園の特別保護地区及び第一種特別地域に相当量が埋蔵されていると考えられる。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	温泉法に基づく掘削許可の基準の統一	温泉法に基づく掘削許可の基準が全国で統一されておらず、特に東北地方はその制限で開発が阻害されている。日本全国での偏りない地熱開発事業促進を目的に、掘削の許可基準について各都道府県共通の基準が定められるべきである。特に代替掘削については、既存源泉を廃止し掘り直しを行うものであり、新たに温泉資源を搾取するものではないため、各都道府県一律に、特段近隣源泉からの距離規制無く認められることを希望する。	温泉法第4条第1項にて掘削の許可基準について、「温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき」等を除いて許可をしなければならないことのみを定め、その具体的な判断基準は定めていないため、各都道府県にて、掘削に伴う既存源泉からの距離規制などにばらつきがある。また距離規制等の内容が、要綱等として公になっている場合と、内規等として公になっていない場合がある。またそれらの規制の策定の経緯には、科学的根拠を伴っているものもあれば、他の都道府県の例や地域の慣例を参考にしているものがある。 以下、各県の既存源泉からの距離制限規制例： ・宮城県温泉法関係許可申請：掘削において、「付近源泉所有者との同意書」が必要。「付近」の定義については指定なし。 ・大分県温泉法施行条例：新規掘削については規制があるが、代替掘削については、近隣源泉からの同意取得必要なし。 ※「代替掘削」：既存源泉の1つを廃止しその近くに新たな源泉を掘削すること。 ・山形県：基準が公になっていないものの、慣例により、新規掘削及び代替掘削時は、場所によっては2km以内の源泉同意取得など県からの個別指導あり。
①	温泉法の制約	掘削して熱水資源を利用するなら、調査研究及び掘削等開発費、及びメンテナンスのコスト負担または貯留層の管理を含めて、より高い温度帯にアクセスする地熱事業者側が行うべきである。温泉法もそういった形に変えられるべき。 より技術力のある地熱事業者側が井戸の開発及び管理を行い、温泉事業者側にきちんと安定的に供給する義務を負う形を作ること、温泉事業者はお客様の勧誘等の旅館運営に集中出来る。但し、自然湧出の温泉で営んでいる未掘削地域(草津や登別のような地域)はこの考えの適用を除外すべきである。	地熱の資源量は世界第3位のレベルであるにも関わらず、未だ全電源に占める割合が0.3%に過ぎず、かつ2030年目標の1%が非常に野心的と称されている。賦存が明らかな資源が未利用の状態。その背景には時代に取り残された強すぎる温泉法がある。そもそも温度帯という意味で、地熱(120～400℃)と温泉(45～65℃)はバッティングしない。発電後100℃未満に下がった熱水を供給すれば、有り余る量を温泉に供給出来て、かつ温泉事業者の経営の死活的な要因である温泉井や配湯管等のメンテナンスコストも不要、宿泊設備の空調等も全て賄えることになる。誰の目にも明らかなレベルで、地域の生産性は大きく大きく上がる。
①	国立・国定公園内の風力発電施設の設置に関する制約	国立・国定公園内に風力発電施設の設置を計画する場合にガイドラインが適用されるが、展望地からの眺望に対する基準が厳しいために設置を断念せざるを得ない。また、国立・国定公園以外の計画の場合も同ガイドラインへの準用が求められることがある。具体的には同ガイドラインでは、展望地からの眺望に対する支障程度の判断基準が鉄塔の見え方の知見に基づいており、風力発電施設の見え方の実態に即していないのではないか。（他に環境省における基準がないため、世界遺産等の他の景観評価においても拠り所となっている） 眺望に対する支障程度の判断基準に、風力発電施設の見え方に対する知見（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ平成30年2月国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）を導入することにより実態に即した評価が可能となり、立地可能な地域の拡大が期待できる。	-
①	自然公園区域における厳しい開発審査（自然公園法）	自然公園区域における開発の規制緩和を検討頂きたい。 ・自然公園のうち普通地域は届出で行為ができることになっているが、一般的にはこの届出においても審査が発生（一般的には2か月程度）し、風車設置が認められることが難しい状況なので、この緩和をご検討頂きたい。 ・「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の適用除外をご検討頂きたい。県立公園においても「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」が景観評価の拠り所となっている。（当該ガイドラインにより、県立自然公園でも景観面での対応が必要となり事業化できなかった事例あり）。	-
①	所有者不明土地の活用	・所有者不明土地に関し、所有者等の探索の対象地域の選定基準の対象が行政のみで、民間企業の事業も対象としていただきたい。また、法務局で実施する検索作業期限が明記されていない。事業用地として使用可能となる手続きの長期化が予想され、事業中止の恐れもあることから、検索作業期限（1年以内の検索期間等）や使用可能となる手続きのフローや期限も設けていただきたい。	現在、地域福利増進事業として、所有者不明土地であっても、地域のために活用が可能となっているが、その活用事例は少ない。現在の対象施設では、広大な土地を再生可能エネルギーに活用することは実質的に難しい。
①	所有者不明土地における再エネ事業の促進	電気事業法上の発電事業は、1,000kW以上の電気工作物となっており、所有者不明特措法で事業を行う発電事業においては、1,000kW未満も期待されるところから、電気事業法上の発電事業だけでは不十分である。そこで、所有者不明土地特措法施行令では、電気事業法の発電事業に準ずる1,000kW未満の発電事業も対象とすべき。	-
①	【陸上風力】陸上輸送要件の緩和	・再生可能エネルギーの普及を促進する目的で、一桁国道や高速道路についても通行を積極的に許可頂けるように配慮いただきたい。 ・公共性の高い橋梁輸送などと同様、信号機の一次移設について、「許可」を原則とする現場運用にルールに変更していただきたい。また、ジャッキ式による高さ変更機能を付加した歩道橋普及をしていただきたい。	・風車部材の内、タワー、ナセルおよびブレードを公道にて運搬する場合には、特殊車両が公道を通行する必要があり、その場合には特殊通行許可が必要な状況である。現状で、これらの許可は一桁国道や高速道路では得ることができず、輸送ルートを選択の幅が狭くなっている状況である。 ・風力発電機の大形化に伴って歩道橋や信号機などの一時撤去・復旧が必要なケースが増えている。風況など、その他の条件が良いにもかかわらず、許可を得られず開発を断念せざるをえないケースが増えている。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	【風力共通】風力発電機への航空障害灯の設置等に係る基準及び条件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICAO6.2.4.3では、タワーの中間部には低光度航空障害灯の設置が推奨されていることから、下記の各事項を考慮いただき、日本国内においても低光度航空障害灯の設置への基準緩和を認めていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> -特に、洋上風力発電機は大型化が進んでおり、昼間時の視認性は確保可能と考えられること -大型化が進むことで航空障害灯設置省略可能な距離以上の間隔を確保しなければならず、全ての風力発電機のナセル上に航空障害灯が設置されること -タワー中間部への中光度白色航空障害灯の設置は保守管理コストの増加に繋がってしまうこと -日本独自の仕様であるため、設置コストの増加に繋がってしまうこと ・ また、海外の洋上風力発電機の事例として、900mを超える間隔で且つ中光度航空障害灯を設置しているケースが複数あることを踏まえ、日本国内に関しても海外と同様に、設置条件の緩和を認めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「航空障害灯/昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領」（以下、実施要領）では、風力発電機群において、風力発電機の高さが150m未満の場合は、タワー中間部の航空障害灯の設置が省略可能となっているが、風力発電機の高さが150m以上315m以下の場合ではタワー中間部に中光度白色航空障害灯の設置が義務付けられている（昼間障害標識として風力発電機に塗装を行えば、タワー中間部の中光度白色航空障害灯を低光度航空障害灯に変更可能であるが、環境影響への配慮上、風力発電機に塗装を施すことは現実的に難しく、ICAOの推奨事項（6.4.2 塗装は白色であること）を満たすことができない）。 ・ 洋上風力発電機の場合は大型化が進んでおり、風力発電機の最高高さは150mを超えるため、タワー中間部に中光度白色航空障害灯を設置することになると、故障時にはロープワークによる取替作業が生じることから、保守管理コストの増加を招くことになる（低光度航空障害灯であれば、風車タワーに窓を設置して故障時に対応（取替作業等）することが可能であるが、中光度白色航空障害灯を設置する場合は窓を大きくしなければならず、タワーの構造強度に影響が出る）。 ・ また、実施要領では、航空障害灯の設置基準として、地上高315m以下で、海拔高の最も高い風車、風車群の輪郭を示す風車（ただし900m以下）の頂部に設置する場合は高光度を中光度に変更することができることとされている。 ・ 一方、洋上風力発電機が10MW級以上の大型である場合、隣り合う風車間隔が900mを超えることから、前述の基準によると高光度航空障害灯を全機に設置するケースが多発することが想定される。高光度航空障害灯は中光度と比較して非常に高価であり、また設置した場所の周辺住民からの光害（明るく目立ちすぎる）の指摘が想定される。
①	【洋上風力】セントラル方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州では、国が利害関係者との調整役を担い、事前に必要な系統確保を行うなど、可能な限り事業者のリスクを取り除いた上で入札を実施している。そのため、入札事業者は事業成立性のみに焦点を当てて応札することが出来るが、日本では利害関係者との調整や系統確保が事業者責任であるため、対応に必要な期間やコストを勘案した入札価格とせざるを得ない。公募案件については、国が系統の確保および入札に必要な調査を着実に実施し公開すべきである。 ・ 調査の届け出を一本化することで、調査情報の共有が図られ、調査の重複がなくなり、セントラル方式での調査コストの低減が可能となる。 ・ 促進区域に指定されたエリアの環境影響評価については、重複しないようにするような配慮をすべきである。 ・ 漁業との調整についても、ルール策定も含め、国による積極的かつ主体的な関与が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力発電所を計画する際には風況調査、海底地盤調査など複数の事業者が個別に実施している。また、系統の確保についても同様に各事業者がそれぞれ個別に対応している。この場合、各事業者の負担増となっていると共に、重複して調査が実施されることになる為、不効率であり業務進捗に支障をきたしている。 ・ 通知「洋上風力発電設備の設置を目的とする風況、海底地質等のデータ取得のための調査について」において、届け出先が2箇所となり、他に海上保安部や海域管理者への届けなど、1つの調査で複数箇所への申請が必要となっている ・ 促進区域指定の手続きが諸外国と比べ煩雑。一般海域の洋上風力は、同一の促進区域で複数の事業者が環境影響評価手続きを行っている場合が多く、公募前から、地元と十分な調整を行わないまま、実施している事業者もある。一旦、地元で反対の声があがると当該海域で事業を進めることは困難となる可能性があり、再エネ普及拡大の支障になる。また、環境影響評価手続きは、4～5年程度の期間が必要であり、これも早期普及拡大の支障となる。 ・ 共同漁業権設定外エリアは、利害関係者を特定した上で調整が必要となるが、海域によっては事業者が独自に利害関係者の特定を行うことは非常に難しい。
①	【洋上風力】吊荷走行を前提としたタワーの組立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確認や適切な吊荷重・走行速度の制限の設定などを実施した上でという制限は言わずもがなであるが、吊荷走行を前提としたタワー事前組立計画により、施工の効率化によって工事コストを下げることができる。 ・ 洋上風力の基地港においては、運搬対象物が明確であり、安全対策等一定条件を満たす場合には、クレーン車が荷物を吊った状態で移動できるように見直しをして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力の施工における陸上でのタワー事前組立時に、岸壁の後背地で事前に組み立てたタワーをSEP船への積出の為に岸壁近くに設けられた架台へ移動させる作業を計画する場合に、クローラークレーンでの吊荷走行が原則禁止とされている為に、後背地架台の位置は積出架台までクレーンの旋回で到達出来る範囲に制限される。その為、SEP船の洋上風車据付のサイクルタイムに合わせて陸上でのタワー事前組立を完了させることが出来ず、洋上作業の工程が長くなってしまふ。 ・ 移動式クレーンの荷を吊ったままの走行は、昭和50年4月10日の行政通達（基発第218号第2-4-(3)-へ）により禁止されている。そのため、クレーン車の旋回範囲以上の長距離を移動させる場合、クレーンの荷物を旋回可能なところに一旦降ろしてクレーン車を移動させて再度荷物を吊るといった一連の作業を目的場所まで繰り返すことになり、作業効率が悪い。
①	【洋上風力】ウィンドファーム認証の時間短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関を増やすことで手続きが通常2.5年かかる審査時間が短縮できる。 ・ 審査期間の標準化による事業予見性の向上及び早期導入に向けた審査期間の短縮化をお願いしたい。また、工事計画審査において、第三者機関の認証を活用する審査方法に依らない方法も否定されていないが、この場合、工事計画審査に必要な全ての設計資料等を事業者が準備する必要があるため、現実的には、第三者機関の認証を工事計画届出までに取得することになると考えている。 <p>このような実態を踏まえ、第三者機関の認証の法的位置づけを明確にいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウィンドファーム認証を取得するための詳細な基準の発行が必要。基準書を明確にすることで通常2.5年かかる審査時間が短縮できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合証明書を発行する機関が「日本海事協会」のみで独占状態であるが、日本海事協会に対応している認証の件数が増えていることで対応が遅れ、認証に非常に時間がかかっている。 ・ ウィンドファーム認証プロセスの審査期間が標準化されておらず、事業者想定と比較し長期化する懸念がある。洋上風力発電の電事法第48条に基づく工事計画届出の技術基準審査についての活用を想定し、事業者は、事業者選定後に当該審査を受けることになるが、公募時点においては、審査期間長期化による工程遅延リスクを考慮した保守的な工程を公募占用計画に記載せざるを得ず、洋上風力の早期導入の支障となっている。 ・ 現在はガイドラインが公示されているのみで、審査は大学の先生の個人個人の判断基準に委ねられている。
①	【洋上風力】港湾の防波堤など構造物の近傍への設置の緩和	<p>防波堤の内側など年間を通じて静穏な状態が確保できるエリアでは共用費の高い重機船稼働率が高くなることで、建設コストを低減が可能となる。本エリアは、航路などにもなっておらず、デッドスペースであることがほとんどである。倒壊による構造物の破損確率は極めて低いので、再エネの発電コスト低減によるメリットが大きいのと思慮する。また、過去に巨額の費用を投じた公共財が別の付加価値（発電コスト低減）をもたらすことにもなる。</p> <p>国土面積に比べて海岸線延長が著しく長い日本においては、このようなエリアが多く存在することが固有の状況である。港湾区域に風力発電設備を設置する際の既存構造物からの離隔確保にかかるガイドライン緩和を行っていただきたい。</p>	<p>国交省のガイドラインでは「港湾の構造物から風車の倒壊範囲の距離を確保しなければならない」となっている。結果、「洋上風力≒一般海域洋上風力」となっており、建設コストの高いエリアにおけ事業展開のみがほとんどという状況となっている。</p>
①	【洋上風力】眺望点、視点場、視野角の整理	<p>公園区域内からの眺めの中に洋上風力発電がある場合についてはルールの見直し等しないと許可が下りない。「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の見直しが必要。</p>	<p>公園指定地周辺での開発の場合、すでに設定されている眺望点、視点場などからの風車の見え方が許可判断基準として使われるが、眺望を見る場所ではない場所を眺望点として指定されるケースや、人が入って景色を見るような状態にない場所からの見え方も基準とされることもある。洋上風力発電が海岸沿いの公園区域に近い場合、眺望点からの眺めの中に風車が入ることも十分考えられ、許可が下りない可能性も（現行のルールでは）ある。環境省での「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」によると許可基準とある視野角が定められているが、周りの人工物の方が視野角が大きいケースもある。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	EIAと協議会手続の重複の解消	<p>協議会において環境保全措置（代替案やゾーニング）の検討が行われる場合、環境影響評価法上の準備書の作成及び意見聴取のプロセスとの重複が生じうると考えられるため、環境影響評価法上のプロセスにおいて、一部協議会のとりまとめをもって足りるという簡素化のための運用を行うなどの工夫が望まれる。</p> <p>さらに、協議会の中で地元関係者との調整を図るために事業者が行うと思われる地域住民に向けた説明は、環境影響評価法のプロセスにおいて事業者が行う関係地域での説明会の内容と重複が生じうると考えられる。</p> <p>加えて、協議会又は環境影響評価法上の説明会を通じ複数事業者が同じ関係地域に対して説明を行う場合についても、例えば関連法令等の制度の説明など導入的部分には重複が生じられる（すなわち、地域住民からすると複数事業者から同じ説明を受けることになる。）と考えられる。</p> <p>これらの重複部分に関しては適宜流用・簡素化を可能にするなどの工夫が必要となると考えら</p> <p>なお、協議会の手続そのものではないが、複数の事業者が同海域で別々の洋上風力発電所の開発を行う場合には、ボーリング調査などの必要な実地調査にも重複が生じる可能性があり、既に行われた調査結果を利用できるような仕組みがあれば無用な調査の繰返しが防げるのではないかと思われる。</p> <p>第2回官民協議会資料8頁では政府主導のプッシュ型案件形成スキーム（日本版セントラル方式）に言及されており、上記の問題点は部分的にカバーされている。しかし環境影響評価手続との重複等は同資料では明示的に言及されていない。日本版セントラル方式の導入に際しては、環境影響評価手続との重複回避も考慮することが期待される。</p>	<p>☒ 環境影響評価法上のプロセスと再エネ海域利用法第9条に基づき設置される協議会のプロセスに重複があることに起因して、環境影響評価に係る手続が不効率となり事業計画に悪影響を与えている。</p>
①	カボタージュ規制備船係る法令の緩和	<p>少なくとも洋上風力発電事業の黎明期においては、外国船舶による作業を可能にすることが、円滑かつ競争力ある洋上風力発電事業の実施に必要と考えられる。このため洋上風力発電事業に従事する外国船舶に関しては、船舶法3条但書の特許を柔軟に付与することが望まれる。そして特許の運用については、入港の都度申請手続が必要となるのではプロジェクトの効率性を著しく損なう可能性があるため、プロジェクト毎又は一定の期間単位で特許を付与する運用を行うことが適切である（第2回官民協議会資料16頁でもカボタージュ規制について言及されている）。</p> <p>また、洋上で作業に従事する船員の労働環境に関して、船員法第60条1項は1日当たりの労働時間を8時間以内に、同条2項は1週間の労働時間を基準労働期間について平均40時間以内に制限している。船員法の規定に従うと24時間分の作業を行うために8時間の労働を前提とした船団が3セット必要となるが、例えば1日12時間の労働が許容される場合、同じ作業を2セットで行うことが可能になる。海外の洋上風力発電事業では、後者の例による場合が多いという意見もあるところであり、競争力あるプロジェクトの実現という観点からは、船員法60条に基づく労働時間の規制について柔軟な運用を検討する余地があるものと考えられる。</p> <p>また、洋上風力発電事業の実施には多種多様な海外の技術者や船員の協力が不可欠であり、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく在留資格の認定において負担を軽減することが、間接的に洋上風力発電事業の促進につながる。各々の技術者や船員によって関連する在留資格は異なりうるものの、例えば高度専門職、技術や技能の在留資格に関し、洋上風力発電事業に従事する者について省庁間で連携して在留資格の認定を容易にするための措置を講じることが望まれる。</p>	<p>カボタージュ規制備船係る法令の緩和</p> <p>洋上風力発電所の建設には、SEP（Self-elevating Platform）船、クルー運搬船（Crew Transfer Vessel）その他の特殊船舶が円滑に調達することが必要となる。そしてこれらの船舶を使用するためには、世界的な洋上風力発電事業への需要の高まりも一因となって数年前から予約をしておくことが必要となっている。これらの特殊船舶のアレンジの詳細（どのような仕様の船舶を使用するか、オペレータはどこを起用するか等）は応札資料の作成の時点で必要となるが、日本船籍の船舶で今後の国内需要のすべてを適切に賄うことができるか明らかではない。しかしながら、船舶法の規制などにより、分な備船リソースが調達できない問題が生じている。</p>
①	占用期間の延長基準の明確化	<p>このため占用期間の延長に際し経済産業省及び国土交通省が、どのような要素を評価するか（評価基準は何か）、及び延長の期間がどの程度かをより明らかにすることがとても重要である。</p>	<p>近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり、旧式の洋上風力発電所であっても25年程度となっている（世界で最初の洋上風力発電所は、1991年から2017年まで25年間稼働した実績がある）。そして洋上風力発電所の耐用年数を加味し、開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。近時の洋上風力発電事業の公募占用指針においては、一定の条件が揃えば占用期間の更新が認められると記載されている。もっとも、事業者が同更新の可能性も踏まえた供給価格の決定・応札をするためには、占用期間の延長に際しどのような要素を評価するか、及び延長の期間がどの程度となるのかに関する理解が示されることが非常に重要となります（例えば、延長期間が一年では供給価格低減効果が乏しく、また短期の延長が繰り返されるようだとやはり供給価格低減効果が乏しい）。</p>
①	洋上風力口海域占有期間の延長	<p>洋上風力は実質事業期間30年以上を前提に関連法令を整備頂きたい。 諸外国も期間を延ばす方向にあると認識している。</p>	<p>現状の30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。</p>
①	漁業関係者との個別交渉の円滑化	<p>全国一律のルール（或いはガイドライン）を設けていただきたい。</p>	<p>洋上風力発電の事業開発において、海域利用における漁業関係者との調整が個別交渉とされており、推進の支障となっている。</p>
①	【洋上風力】排他的経済水域（EEZ）への導入	<p>既にスコットランドでは、浮体式におけるEEZの活用が始まっており、2050年の脱炭素化のためには、世界第6位のEEZを保有する日本が、世界に先駆けて先鞭をつけることで、世界のトップランナーとして浮体式を世界にPRすることにつながります。再エネ海域利用法の適用外となる30MW未満の実証レベルでもかまいませんので、早期のEEZ利用を検討すべきである。</p>	<p>再エネ海域利用法において促進区域の指定は「我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するもの」という「領海」という制限のために、浮体式の本命とされるEEZの利用が制限され、普及促進の市場性や大水深海域への進出に向けた技術開発意欲の障害となっています。</p>
①	国有林野の使用権利の確定手続きを可能な限り簡略化、あるいは環境影響評価等の説明資料との共通化による簡素化・合理化	<p>・国有林野の使用権利の確定手続きを可能な限り簡略化、あるいは環境影響評価等の説明資料との共通化による簡素化・合理化を検討していただきたい</p>	<p>・国有林等利活用対策委員会、都道府県庁等での手続きにおいては、環境影響評価法に基づく評価書への記載内容に相当する精度での詳細設計が求められていることから、国有林野での土地使用権利の取得に3年以上かかることとあいまって、特に、事業計画認定時点の環境影響評価手続（方法書の届出）から5年以内に評価書を完成させることが事実上極めて困難な状況である。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
①	【風力共通】リプレースアセスの簡素化	二種事業と同様とする、配慮書の廃止、また周辺より同意があるのであれば騒音基準、離隔距離などを対象としないなどによりアセスメントにかかる期間を短縮してもらいたい	現在リプレース手続きに入っている風車はみなアセス法の適用以前に設置されたもので通常の新規設置とほぼ同様のアセスを行っているうえ、環境省からのリプレースのガイドラインに沿って行われている。既存風車はその地で20年近く運用されており、周辺地域での認知もあり、リプレースをする上での問題などが明確で不必要な調査まで行わなければならないとなっている、時間とコストの無駄が生じている。
①	一定要件下の事業に対して環境影響評価法の第二種事業適用基準の上限の撤廃	現在の法運用では、環境アセスメントの要否判定対象となる第二種事業を発電出力3万kw～4万kwの太陽光発電所とされていますが、人為的な影響の比較的高い地域（例：ゴルフ場や工場・倉庫跡地等の開発済土地）については開発に依る環境影響は小さいと考えられる為、当該地域での事業については規模に関わらず第二種事業として見做し、スクリーニングによりアセス要否が判定されるよう、法の見直しをお願いします。	-
①	環境アセスメント手続の迅速化・簡素化等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント手続きの簡素化 ・自治体による上乘せ規制の制限。 ・手続きに係る期間の短縮（半年以内に） 	太陽電池発電所の設置事業について、環境アセスメントの対象とされている上、法の規制に加えて自治体の条例による規制が加重されるなどしているため、手続きに要する期間が長くなり、費用負担も重くなっている。
①	工場立地法における緑地の取り扱い	緑地の減少につながるという点でトレードオフの側面はあるものの、工場立地法の制約が今後産業用の蓄電池・太陽光の追加導入の妨げになることが予想されるため、再エネ設備の導入につながる場合に限り、部分的な緑地換算を認めるような柔軟な対応を検討いただきたい。なお、条例レベルでは自治体が独自に配慮されている事例も存在する。	工場立地法における緑地面積確保の規定が、太陽光発電設備・蓄電池設備の導入の律速となっている。
①	【風力共通】世界遺産	世界遺産に関連した景観の規制を緩和していただきたい。風力発電にとって好条件の適地が減った結果、運転開始にこぎつける計画が減ってしまう。自然公園やラムサール条約に指定されている場所であっても開発基準を緩和していただきたい。地球温暖化対策の場合は例外等にはできないか。	世界遺産・世界農業遺産ができるたびに、周辺半径数十キロメートル単位で風車が建設できないエリアが増えている。ラムサール条約に指定されていると、鳥獣保護法、自然公園法とセットで開発が難しいエリアとなってしまう、風力発電設備の設置が困難になる。
①	【洋上風力】海岸保全区域の占用許可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・海底ケーブルを揚陸の上陸上送電線にて送電するケースは必至であることから、国が選定した洋上風力発電事業者が行う海岸保全区域の占用許可申請は許可対象として明記していただきたい。 ・もしくは国からの通達等により、国が選定した洋上風力発電事業者が行う海岸保全区域の占用許可申請は許可対象とするよう指導していただきたい。 	・洋上風力においては一般海域にて発電した電力を海底ケーブルにて陸上に揚陸のうえ送電する必要があるが、港湾区域以外の海岸域の殆どが海岸保全区域に指定されており、現状工作物等の占用許可が認められていないことから、洋上風力発電事業を実施するうえで大きな妨げとなっている。
①	【洋上風力】道路占用許可の緩和	可能な限り市町村道や法定外公共物を地中送電線ルートとして選定していくことを基本とするも、やむを得ず都道府県道の縦断埋設や国道の斜め横断が生じる場合には、これらを容認し、合理的な送電ルートを確保できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力においては揚陸地点から一般送配電事業者が所有する変電所まで、地中電線路を敷設して連系させるケースが多く発生してくる。 ・この場合の送電線の巨長は数10kmとなるケースも出てくるが、地方の場合は地中電線路を埋設可能な道路が非常に限られてくる。 ・集落や街部等の市町道は、上下水道や通信ケーブルの既存埋設物が多く、地中電線路工事で生活の支障となることが懸念される。 ・したが、地中電線路埋設可能な道路は幹線道路に限定される場合が多いが、現状、都道府県道の縦断埋設や国道の斜め横断等は認められておらず、送電ルートの確保に支障をきたしている。
①	【風力共通】自営送電線のJR線路の横断	やむを得ずJR線路を横断する必要が生じた場合には、これらを容認し、架空送電ルートで横断可能な場合はそれを優先するものとして、地下（推進工法）による横断は架空が不可能な場合に限るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電においてはウィンドファーム変電所から一般送配電事業者が所有する変電所まで、送電線を敷設して連系させる。 ・この場合に途中でJR線路がある場合には横断することを余儀なくされるが、横断方法（架空または推進工法）に関して高コストな推進工法を要請されるケースがある。
①	水路工作物	導水路や放水路の護岸の施工方法について、河川法や自然公園法で認められている「蛇籠（布田籠）工による施工」が電気事業法においては事実上認められておらず、許認可手続きの手戻りがしばしば生じております。法令ごとに異なる基準を統一して頂き、許認可手続きが円滑に進みますようご配慮をお願い致します。	中小水力発電の水路工作物に関する規制について、関係法令で異なる規定を統一して頂くようお願い致します。
①	普通河川（法定外公共物）の占有許可について	書式・申請の処理の流れについての雛形や、許可検討用のガイドライン等を地方自治体向けに国の方で準備していただきたい。	普通河川の水利を利用した小水力発電所を構築する際、当該市町村に法定外河川の水を利用する場合の定まった申請の書式や許可に至るためのルールが準備されていないことがある。この場合、役場内で書式や体制を検討してもらうために大変長時間かかる。
①	水力発電所の計画にあたっての国立公園や国有林内の立地規制の緩和	水力発電所の計画にあたって、国立公園や国有林内を使用できると、効率的な発電計画が可能な場合がある。国立公園や国有林内の立地規制に対して、柔軟な対応（環境に影響を与えない範囲であれば土地利用可能など）を要望する。	国立公園や国有林内では自然保護の為、土地利用に制限がある。
①	消防法における設置協議対応	新規性の高い取り組みが、必要な基準を満たしているにも関わらず、前例主義により実現を阻害されることのないよう、消防署における地域横断的な設置事例の情報共有や、ガイドラインに準拠して安全性が確認できたものについては前例にこだわらない適切な判断実施をするような通達を検討いただきたい。	危険物取扱施設への太陽光発電設備の設置における消防署との協議において、安全面での合意が得られた場合であっても、前例がないことから消防署からの許可がおりない事例がある。

第3回要望のみ ②系統制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	低圧需要における余剰分の自己託送	低圧での需要は、土日での余剰が発生するケースが多い。余剰分について自己託送で対応できれば、系統空き容量の改善や、土地の確保、自治体等との協議の短縮化を図ることが可能となる為、検討いただきたい。	「託送供給約款」において、「低圧発電所は原則1発電バラシンググループに属するものとする＝発電部分を自家消費部分と余剰部分に分割せず自家消費部分のみとする」旨の明記がある。自己託送もこれに準ずるとされており、発電分を全て消費に回す必要があると解釈されている。
②	バイオガス発電の出力制御	基幹送電線の利用ルール及びノンファーム型接続における出力制御の検討に当たっては、環境性、安定供給性、一定の調整力のあるバイオガス発電が不利にならない制度となるようにしていただきたい。	バイオガス発電は、カーボンニュートラルで環境性が高く、安定供給性の高い電源であるが、優先給電ルールにおいて、太陽光発電や風力発電よりも前に出力制御を行うことになっている。
②	複数の発電所の接続検討について	複数の発電所の接続検討に対して、発電出力を合わせた値での空き容量の検討をしていただけるような書類形式・手続きを導入することを検討いただきたい。さらに一般送配電事業者ごとに情報公開のポリシーや内容が異なるないようにルール化をすることが望ましい。	小水力発電の場合、河川の構造上等の理由で同一水系に複数の発電所を計画することがある。その際に同時（ないしは時間をおかずに）接続検討を行うと、複数の発電所をどちらも構築できるのかどうかを判定できない。極端な例として、系統のバンクに500kWの空き容量があり、同一配電線に500kWの発電所を2箇所構築しようとして接続検討を同時に行った場合には、どちらにも接続可能という回答が来ることになる。実際には無理と判明するのは、最悪、一方の発電所が接続契約を出来たタイミングになるため、甚大なムダが発生する。
②	系統連系にかかる期間とコスト	地熱発電においては、調査段階で申請する予定発電量の系統枠から、掘削後の発電量が異なったとしてもある程度の範囲で許容するなどの改善を検討いただきたい。	地熱は火山帯があるへき地に賦存していることが多く、系統連系への所要期間が10年を超えることもある。鹿児島県霧島市、大分県九重町、大分県由布市、大分県別府市、青森県全域、岩手県全域、秋田県全域など、地熱資源ポテンシャルのあるほとんどのエリアが接続に長期間かつ高コストとなっており、普及が進まない最大の理由である。 また、地熱発電は、資源調査、掘削、発電所建設というプロセスを進めるが、掘削以降出ないと最終的な発電量がわからないという特徴がある。したがって、まず資源調査段階において発電出力を仮決定し、系統の確保を行い、それを元に事業計画を立てていくことになる。しかしながら、もし掘削後の最終的な発電量が、当初の予定発電量と大きく異なる場合は、電力会社から再度系統の確保をやり直すように要請を受け、そこで系統が埋まっていたり、系統金額が大幅に変更になるなどの事例が発生している。
②	低圧自己託送に関する改善要望	<ul style="list-style-type: none"> 「託送供給約款」のなかで「低圧発電所は原則1発電バラシンググループに属するものとする＝発電部分を自家消費部分と余剰部分に分けず自家消費部分のみとする」という内容が明記されており、自己託送もこれに準ずとされ、発電分を全て消費に回す必要があると解釈されている。低圧での需要は、土日での余剰が発生するケースが多く、余剰発生について自己託送で対応できれば、系統空き容量の改善や、土地の確保、自治体等との協議に短縮化がはかれる。 一般電気事業者、新電力にて低圧での自己託送部分供給サービスの新設が必要です。供給・需要側双方へ蓄電池を設置し、同時同量の確保を行うことで可能と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送制度のなかで、発電所側が低圧の場合には、余剰電力を出せない(高圧は可能)となっており改善を求める 一般家庭のような需要家側が低圧の場合、自己託送を行おうとすると「部分供給」サービスの利用が存在せず、インバランスペナルティを恐れスキームが成立していない。
②	出力抑制の予見性・関連情報の公開	出力抑制の対応状況については一定の情報の公開公表が求められている。一方で今後ノンファーム接続なども増加していくことが見込まれる中、事業者にとって出力抑制の発生頻度を予測する難易度が上がってきている。この状況に対応するためには以下のような更なる情報公開を求めたい。 <ul style="list-style-type: none"> 優先給電ルールに基づき、再エネの出力抑制の前に連携線で外部エリアに送電することとなっているが、実際に送電された電力はわかるが、その内訳として実際に送電された電力の中にどれだけ再エネが含まれているのかも公表頂きたい。 再エネに抑制が発生した日時に、エリア内の火力が出力を「最大に」絞っているかどうか分かる数値（絞っていることはわかるも、それが最大に絞っているのかが確認できるように） なお、事業者側での予測精度を高めるために、抑制実態を電力会社に問い合わせるも、なかなか明確な対応をしてもらえないことがある。質問を積極的に受け付けて事業者との相互理解を深めることが再エネの促進に寄与するものと考えるところ、是非積極的な対応をして頂けるよう政府からご指導頂きたい。	
②	出力抑制に対応するシステムの修正	同システムを余剰売電に対応したものに修正が必要。修正が実現するまでは余剰売電発電所は抑制対象外とする等の対応を行っていただきたい。	現行の出力抑制に対応するシステムは電力会社の抑制スケジュール情報を発電所側から読込に行く方式。電力会社の抑制スケジュールは余剰売電を考慮しておらず、現行システムでは抑制時には自家消費分も含めて発電所が全面停止となる。
②	北海道電力管内における出力変動緩和策について	電力系統に一括して蓄電池を付け制御することで、蓄電池設置容量を減らすことができ、充放電の無駄もなくすることができる。計画的に系統へ蓄電池を設置し、再エネ電源を募集する仕組みとして欲しい。	北海道電力管内に風力発電所や太陽光発電所を系統連系する場合に出力変動緩和対策を義務付けられている。個別の発電所が自身の出力に応じて蓄電池制御を義務付けられているため、同時刻に放電している蓄電池と充電している蓄電池がある。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	出力抑制の見込み	<p>接続協議の段階で出力抑制が発生を定量的に示す根拠の提示を電力会社に義務付けると同時に、逆に運転開始後出力抑制が発生した場合に当該発電所の出力抑制がやむをえなかったことへの合理的理由の説明内容についても(例えば)下記のような内容を具体的に規定して義務化していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社間連系線の活用状況 ・揚水発電所の活用状況 ・その他調整力の活用状況 ・当該系統個別の状況 	<p>接続協議の段階で出力抑制が発生を定量的に示す根拠の提示を電力会社に義務付けてほしい。</p> <p>出力抑制が無制限に発生する場合事業性の予測が困難となり、融資・内部調達の如何を問わず資金調達が不可能となる。</p> <p>また、「出力抑制がやむをえなかったことへの合理的理由の説明」を具体的に規定しなかった場合、系統運用側の変動電源等に対する恣意的な出力制限が可能となる余地を大きくしてしまう。</p>
②	特定供給の適用要件の緩和	<p>再エネ電源による自営線供給については、密接な関係という特定供給の要件を緩和して頂くことにより、特定供給制度のもとでの再エネ自家消費の拡大が見込まれると考えられる。</p>	-
②	再生可能エネルギー発電所の送配電網に対する工事負担金高額化の情報開示	<p>一般配電事業者はこれまで数万～数十万件の接続検討結果と自社保有の設備状況によって大まかに高額工事負担金になるか否かは推定できると考えられるため接続検討申込の段階で明らかに高額な結果が予想される場合には早期に一時回答を通知して頂きたい。また大まかな送配電線の系統ごとに工事負担金の概算額を開示するシステムがあれば、高額な費用がかかる地域での接続検討申込が減ることになり効率が上がるのではないかと。</p>	<p>電力会社の接続同意までの期間がかかり、認定申請期限が間に合わない事象も生じている。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備に連系する際に一般送配電事業者による接続検討の期間が長期化し、検討結果では1WM程度の発電所に対し工事負担金が数千円～数億円という回答が出る。回答を長期間まったあげく事業化を断念する事例が多発している。</p>
②	系統接続申請への回答期間の短縮	<p>送配電業務指針の「3か月」という記載を改め、より期間を短縮する、もしくは送配電会社が早く接続回答を行うことにインセンティブを持たせる制度設計をお願いしたい。</p>	<p>再エネ事業者が一般送配電事業者に系統接続を申し込んでから回答が来るまでに3か月かかっている。案件によっては、3か月以上かかることも。送配電等業務指針86条に「3か月」との記載があり、これが3か月以内に回答すればよいとの「負のインセンティブ」を生んでいる可能性がある。下記に詳細なデータがあるが、実際に1～2か月で回答できている案件もある。</p> <p>https://www.occto.or.jp/access/toukei/index.html</p>
②	アクセス用送電線建設工事にかかる期間の短縮	<p>国有林管理者との協議、道路管理者との協議、農地転用に係る協議等の協議に係る時間の短縮化・効率化を一括してお願いしたい</p>	<p>送電線の建設工事には多くの許認可とそこに至るまでに長時間がかかる。</p>
②	系統アクセスの接続検討期間	<p>どの程度の案件で、接続検討の期間が3か月を超過しているのか、超過した原因は何か明らかにしていただきたい。また、接続検討期間が3か月を超過しないような対策を検討いただきたい。</p>	<p>現在、再エネの連系希望者に対して3か月の検討期間を取っており、検討資料受領時に3か月後の回答予定日を提示している。しかし、実際には大幅に超過することが多く、遅延した場合も説明はなく、事業化の障害となっている。</p>
②	系統情報の一層の開示による接続申請後の期間短縮	<p>開示先を限定するなどの対策をしたうえで、系統の技術的な情報が開示されると、系統接続申請で打診して3ヶ月後に回答という繰り返しのプロセスを省略できスピード感が出る</p> <p>ヨーロッパなどでは系統の空き容量シミュレーションに必要な送電線や変電所のデータがすべてオープンになっており、これらを使って申請者サイドである程度のシミュレーションができ、それにより電力会社の方で時間をかけてシミュレーションする必要がないことから申請から回答までの期間が短縮できる。日本でもある程度のデータの開示をすることにより電力会社の負担も低減され、審査期間を短縮することが可能と思われる。</p>	<p>電力会社への系統申し込みをしたが半年以上も回答までにかかる場合があり、工程などの計画が立たない</p>
②	需給契約の柔軟化	<p>今後、再エネ等の分散電源普及が進むと、ひとつの送電線に多数の発電事業者が接続されることとなり、送電線の保護が難しくなることから保護装置に多大な費用を要し普及の足かせになる懸念があることから、共同発電等の柔軟な接続契約を認めていただきたい。</p>	<p>電力会社との接続契約は契約約款で「1発電場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量」となっている。</p>
②	地中送電線の浅層埋設	<p>都道府県や市町村による技術基準では送電線の埋設に1m以上での埋設要求が残っているが、地域により適した埋設深度があるので、見直してもらいたい</p> <p>エフレックス管(JIS C 3653附属書1)の大口径についても基準緩和頂きたい。現在の20センチ最大口径を浅いところに埋設することで30センチくらいまで太い管を使うことが可能となり、より多くまたは太い送電線を一度に埋設することが可能となる。</p>	<p>地中送電線の浅層埋設の徹底がされていないことからコスト増、非合理的な工事になってしまっている</p>
②	自家消費用再エネ電源を設置不要化	<p>逆潮流なしの場合、系統側で事故が発生したとしても、そもそも系統に逆潮流送電される事が無いため設置不要として明確化頂きたい。</p>	<p>逆潮なしで自家消費用再エネ電源を設置し、RPR（逆電力継続器）により逆潮防止をした場合においても、一般送配電事業者よりOVGRの設置を求められる場合がある。特別高圧で受電している場合、多額の費用と1年以上の納期が必要となり、導入を断念する事になる。</p>
②	逆潮流不可エリアの見直し	<p>逆潮流不可（空き容量が無い）のエリアの見直しと余剰電力を活用可能な託送制度の緩和策を取れると再エネ普及拡大の可能性が高まる。正確には地域電力会社へ問い合わせ必要だが、定期的に地域毎の送電余裕率を公表してもらいたい。</p>	<p>自家消費型の再エネ（主に太陽光）を導入しても、365日稼働の需要家は少なく、不稼働日はどうしても余剰電力が発生してしまう。逆潮流不可（空き容量が無い）のエリアでは、余剰電力の活用ができない為、太陽光で発電できる能力があっても、発電した電気が無駄になってしまう。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	【風力共通】風力発電の年間制御時間(上限値)	<p>無補償の出力制御について、風力発電の年間制御時間(上限値)を最大で年間360時間に下げて頂くか、もしくは平均出力制御率を最大で50%とする等の限度を設けて頂きたい。</p> <p>また、出力制御とは、「最大出力の抑制を意味し、原則として停止では無い」ことを明記して頂きたい。</p> <p>次世代送配電システム制度検討会第1ワーキンググループ報告書においては、「出力抑制の受忍限度となる上限値については、たとえば、電力需給上の特異日が14日または30日として、4~8%の間で設定」することが提案されているが、上限の8%(720時間)まで出力制御が行われ、出力制御割合が定格出力の100%となる場合には、税引前IRRが約2%引き下げられ、風力発電事業の採算性に深刻な影響を与えることとなる。事業採算の不確実性を排除するためにも、出力制御の上限をさらに低く設定すると共に、その適用が例外的な場合に限定されるよう運用上留意頂く必要がある。</p>	<p>無補償の出力制御について、時間単位でのきめ細かい制御に移行することは合理的であるが、風力発電の年間制御時間(上限値)は太陽光発電のそれと比しても過大である。</p>
②	系統接続の改善	<p>気候条件に左右される太陽光や風力と比較し、ベースロード電源として安定的な電力供給能力等を有する小水力発電に対して、系統接続の優先権を付与する等の改善を要請する。</p>	<p>小水力発電について、電力会社との系統接続の協議が難航したり接続容量で制限を課されたりしている例があり、小水力発電の取り組みに支障を来している。</p> <p>また、足回りが早い太陽光発電が接続容量を先行的に取得することもあり、本来の高圧(50kw以上)での発電を断念して低圧(50kw未満)での発電を余儀なくされるケースが散見され、小水力発電の推進に支障を来している。</p>
②	1需要地・1電源・1契約のルール改正	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の送配電網からの商用電源以外に、自営線によるオフサイト型の電源引き込みを法令において認めるように定めて頂きたい。 ・レジリエンス向上に繋がるので、EV充電設備にも適用拡大するよう検討いただきたい。 	<p>一般送配電事業者の内部的ルールとして、1需要地・1電源・1契約という制約が存在する。この制約が今後、拡大すべきオフサイト型の再生可能エネルギー発電設備の導入の障害となっている。例えば、工場の横の農地にソーラーシェアリング設備を作り自家消費する場合の敷地外からの電源引き込みが事実上不可となっている。また、EV充電設備設置まで不利な配線となりコストが増加する。</p>
②	系統接続に係る募集プロセス	<p>2050年カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーの促進が喫緊の課題であることから、系統接続容量等の増強に要する経費の一部を国が補助する仕組みを導入するなど大胆な改善を要請する。</p> <p>現行の募集プロセスを継続する場合には、応募者が将来負担すべき経費を含め経営の予見性を確保できるように更なる改善を要請する。</p>	<p>発電施設の整備に当たって、送電系統の増強工事が必要な場合に実施する対策工事費を共同負担するための「電源接続案件募集プロセス」について、手続に要する期間を含めプロセス完了の見通しを見極めることが困難となっており、発電施設の整備推進に支障を来している。</p> <p>なお、募集プロセスについては、運用改善が図られていると承知しているが、入札の不調や辞退者発生等によるプロセスのやり直しなどにより結果的にプロセスの長期化を招いている例も出ている。</p>
②	発電施設の系統接続にかかる一括検討プロセス	<p>第1ラウンドの検討結果で保証金を支払った段階で、現在のFIT申込要件である「接続契約申込」のステータスに達したということになるルール建付けとしていただきたい。</p> <p>そうでなかった場合、事業の認定を受ける日程が決まらず、リスクマネーだけが垂れ流しになった結果、再エネ全体のコスト上昇を招き、「安価な再エネ普及」を阻害することになる。</p>	<p>接続一括検討プロセスが始まるにあたり、検討期間が長期にわたることが予想される。最終決着がつかなかった場合、保証金を支払った事業者のみの接続を前提に最初から技術的検討をやり直すルールとなっている。</p>
②	系統接続プロセスのと系統運用プロセスの設計改善、効率的な増強・運用のためのインセンティブ導系統接続プロセスのと系統運用プロセスの設計改善、効率的な増強・運用のためのインセンティブ導入	<ul style="list-style-type: none"> ☑️電力広域的運営推進機関による電源接続案件募集プロセスの設計改善 ☑️☑️後導入予定の発電側基本料金等を利用し事業者数確定後の事業者の脱退等の影響を事後的に吸収・調整する等の柔軟な運用導入により、早期にプロセスが完了する制度設計への改善 ☑️☑️統の空き状況の明確な情報開示、電力会社による系統増強工事、接続工事の工期および費用の適切さの第三者レビューの実施 ☑️☑️配電事業者に対する系統増強工事、運用改善による系統運用効率化実施のインセンティブ導入 ☑️☑️本版コネクト&マネージの更なる導入促進 ☑️☑️ッシュ型連系運用導入促進、インセンティブ導入 	<ul style="list-style-type: none"> ☑️ 東北、九州地方等、再生可能エネルギー発電プロジェクトの開発が集中している地域では、予定されているプロジェクトからの再生可能エネルギー発電容量が既存系統システムの容量を大きく上回っている ☑️ 例えば東北電力は連系の空き容量が不足し新たに開発される再生可能エネルギー発電設備が接続できないと2016年に発表し、系統増強工事を再生可能エネルギー発電設備開発予定事業者間で入札により配分する「東北北部エリア 電源接続案件募集プロセス」が2016年10月に電力広域的運営推進機関によって開始された。このプロセスは2020年1月の部分完了までに3年3か月を要し、現在でもプロセスが続いている。増強工事はプロセス完了から12年間、2032年までかかることが明らかになっており、事業者はkwあたり2-3万円を負担する見込み。大型洋上風力案件ではこの負担額は数百億円規模となる上、増強工事の完了は洋上風力発電プロジェクトの完工に間に合わず数年先という状況となっている ☑️ 上記の増強工事の完了予定の2032年以前に完工を迎える東北地域の再生可能エネルギー発電事業は完工後系統接続まで5年以上の期間を要する場合もあることから、プロジェクトの経済性確保のため自営線建設による接続を余儀なくされる例が出てきている。大型洋上風力案件では自営線建設に上記プロセス対象工事費用とは別に更に数百億円を事業費用に見込む必要が出てきており、多大な社会コストが発生している
②	系統の空き容量確保の方策	<p>現在稼働中の再生可能エネルギー発電所50,000GW超のうち、大半を占めている太陽光発電所について、蓄電池を導入し、空き容量を確保することに關して、補助金制度等を設置してほしい。そうすることで、系統連系費用が抑えられ、より多くの再生可能エネルギー導入につながると同時に、太陽光を安定電源化する技術も進むと考えられる。</p>	<p>系統の空き容量が少なく、再エネの導入ができないエリアが数多く存在する。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②	再エネ促進のための系統インフラ整備を促すための送配電事業規制枠組みの見直し	<p>☑☑配電事業における再エネ、分散型電源導入、デマンドレスポンス、マイクログリッド等脱炭素化において重要分野における投資を従来のレートベースと区別し、より高い事業報酬率の設定やレートベースの加算、あるいは一定額までの超過利潤容認スキーム等による投資インセンティブの導入</p> <p>☑☑記のような必要な投資に起因する値上げ認可に対する妥当な評価</p> <p>☑☑送料金の基本料金の割合引上げの早期実施</p> <p>☑☑量市場・需給調整市場等の成熟、蓄電池設備導入費用の低減等が実現するまでの期間、当該設備の導入を促進するための支援策の導入</p> <p>☑☑三者保有モデルでの蓄電池導入に必要な一定の収入保証スキーム（アベイラビリティペイメント等）のための資金援助</p>	<p>☑ 再エネの導入拡大においては送配電事業者による1) 配電システムへの増強投資、2) 送配電系統、顧客設備側、あるいは発電設備側への蓄電池導入が不可欠</p> <p>☑ しかし既存送配電事業者に対する規制政策上、以下のような要素が必要な投資へのディスインセンティブとなっており、必要な投資が促進されない構造となっている</p> <p>① 現状一般送配電事業に係る事業報酬率は1.9%程度と設定されており、欧州の4~6%と比較し大幅に低い水準、投資に対するリターンが著しく低く設定されている</p> <p>② また社会的ニーズを鑑みると認可料金の値上げは当面見込めず、将来に向けた投資予算の増額が行い難い環境</p> <p>③ 現在の託送料金は約7割が従量料金であり、送配電資産の維持費用の8割が固定費用であることと一致しないいびつな構造となっている。将来に向けた投資を行いこの固定費が増加する一方で分散化電源普及等の影響で従量料金収入が減少していく傾向となっており、送配電事業者としては投資を行う程回収リスクが増加する状況</p> <p>④ 容量市場・需給調整市場などが未確立のため蓄電池等の事業性評価が困難</p> <p>☑ これらの要素は再エネ導入のみならず、分散型電源導入、デマンドレスポンス、マイクログリッドなど、今後重要な分野への投資の妨げになっている</p>
②	電力会社へのOVGR一律導入	電力会社一律に、高圧側にOVGRを設置して、自家消費太陽光が導入することが可能となれば、特別高圧の需要家においても新たな負担金なく、導入可能となり、再エネ普及拡大の施策が進むことに繋がる。	特別高圧で契約している需要家が、高圧の自家消費太陽光を導入する際に、特別高圧側にOVGR（地絡継電器）を設置しなければならない電力会社とOVGRを高圧側に設置してもよい電力会社に分かれる。特別高圧にOVGRを設置しなければならない場合、その設備や工事費等が高額となる為、自家消費太陽光の導入を断念する需要家が出てきている。
②	「マイクログリッド」の導入	いわゆるマイクログリッドは、情報通信技術の活用によりより細かいエリアでの送配電制御を最適化するのが本質ですが、現状の電気事業法が想定している送配電管理とは相容れない部分が多く、問題点を整理してマイクログリッドの導入促進が図れますよう、電気事業法の見直しをお願い致したく存じます。	再エネ電源の地産地消を促進する観点から、いわゆる「マイクログリッド」の円滑な導入が図れるよう、関係法令の改正をお願い致します。
②	誘導発電機の適用	誘導発電機を適用する場合は、能動的方式を不要とし、国際基準である受動的方式のみで可とさせていただきたい。	単独運転検出装置の保護要件として、逆変換装置を用いずに「高圧連系・逆潮流あり」で連系する場合は能動的方式を1方式以上含むものが求められている。このため、手続きの長期化・複雑化、設備の高コスト化を通して、小水力発電普及の阻害要因の一つになっている。
②	単独運転検出装置	全体の経済的・技術的合理性および各再エネ電源のコスト低減の観点から、再エネ電源を配電系統に接続するときの単独運転検出保護については、合理的な系統管理として、現在、単独運転保護として最も確実性や信頼性の高いとされている「強制短絡方式」が適用できるようなルール改正を進めていただきたい。	高圧連系の再エネ電源の増加に伴い、現状の保護要件である単独運転検出装置は、コスト高だけでなく、単独運転検出が不能となる事例が小水力案件で見られるようになった。対策として、現状では転送遮断方式を採用せざるを得ないが、さらに高コストとなるため、計画を断念せざるを得ない状況となることも増えつつあり、開発の阻害要因の一つとなっている。
②③	蓄電所（系統に蓄電池のみを設置した施設）に関する託送制度、再エネ価値制度の整備	現状の託送制度においては蓄電所の設置が想定されていないが、太陽光発電等の分散型電源の普及により、それらを束ねて需給調整するニーズが高まっている。現行の託送制度や再エネ価値に関する制度では、蓄電所の設置が想定されておらず、蓄電池を発電所内や需要家内に設置した場合に比べて経済性が大幅に劣る状況。発電所内や需要家内に設置した場合と同等の経済性が確保されるよう新たな制度整備が必要。FIP制度におけるアグリゲータの役割を担う為にも制度整備が必要である。	-

第3回要望のみ ③市場制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
②③	蓄電所（系統に蓄電池のみを設置した施設）に関する託送制度、再エネ価値制度の整備	現状の託送制度においては蓄電所の設置が想定されていないが、太陽光発電等の分散型電源の普及により、それらを束ねて需給調整するニーズが高まっている。現行の託送制度や再エネ価値に関する制度では、蓄電所の設置が想定されておらず、蓄電池を発電所内や需要家内に設置した場合に比べて経済性が大幅に劣る状況。発電所内や需要家内に設置した場合と同等の経済性が確保されるよう新たな制度整備が必要。FIP制度におけるアグリゲータの役割を担う為にも制度整備が必要である。	-
③	系統売電におけるグリーン電力証書制度について	グローバルスタンダードに沿った環境価値のトラッキングについては、日本には2000年からグリーン電力証書制度がある。現在も多くの企業がグリーン電力証書の利用拡大を求めているが、元々認められていた再エネ発電所から系統売電される環境価値をグリーン電力証書制度で活用することについて、新規案件の場合に制限がかけられており、これにより多くの企業が、グリーン電力証書を利用したくても購入できない状況に陥っている。 そもそも、民間でできることに国が介入することは規制改革とは真逆の規制強化に他ならないと考えるが、少なくとも、民間のグリーン電力証書制度においても、系統売電分の環境価値を相対で取引できる自由な市場環境を整備して頂きたい。	再エネ発電所から系統売電される電気の環境価値をグリーン電力証書制度で活用することが一部制限されている。
③	非化石証書入札下限価格撤廃	FIT非化石証書の入札下限価格（税抜1.3円/kWh）を撤廃して市場に委ねていただきたい。	国内のFIT非化石証書の入札下限価格（税抜1.3円/kWh）が国際的な価格水準（0.1円/kWh）に比べて割高であるため、環境意識の高い顧客に向けた製品を、国内で生産すると不利・海外工場で作ったほうが有利となる。このままでは国内工場の空洞化が進む懸念。
③	非化石価値取引制度の切り分け	非化石証書が保有する価値の利用方法については、「高度化法達成のための非化石価値利用」と「企業ニーズに添う環境価値利用」とを切り分けた制度に見直すべきである。非化石電源の環境価値をグリーン電力証書制度でも活用することができれば、企業の選択肢が増え、特にSCOPE3領域における環境価値の利便性が飛躍的に向上する。 またその際、購入する側の都合だけでなく、環境価値の権利を保有する発電事業者側が、自身の所有する環境価値を自由に相対で取引できる環境を整備すべきであり、将来的な再エネ電源の自立化にも寄与する制度設計とすることが重要である。	高度化法の目標達成における非化石価値取引制度の在り方が、再エネ価値の取引市場における民間活力の導入を制限しており、これにより企業側は自由に環境価値を購入できず、利用方法も限定的になってしまっている。
③	非化石証書の流動性	FIT非化石証書はオークションで供出されるため転売禁止は合理的だが、非FIT非化石証書や今後設計されるFIP非化石証書については、小売電気事業者間やアグリゲータ⇄小売電気事業者で取引が行うことが認められなければ、作った太陽光を自社需要にしか充当できなくなり、再エネの普及に大きな足かせとなりうるのではないかと。	非化石証書が小売電気事業者間で取引を禁じられていることにより、流動性が著しく低下している。
③	トラッキングつき証書への統一	再エネ発電所の情報と非化石証書が紐付いた「トラッキングつき証書」のみに統一していただきたい	環境価値の購入にあたって、オプションが多すぎて、検討における負担が大きい。グローバルな基準（RE100）に則った事業活動を促すのであれば、その基準に則った制度にしていただきたい。
③	託送制度のコスト	グリーン電力を託送供給するうえでインバランスコストがネックとなっているため。特にコーポレートPPAのように需要家との直接契約を結ぶ場合は、自己託送同様の扱いを検討願いたい。	-
③	自己託送利用時の小売事業者による部分供給を含めた託送制度の見直し	自己託送利用時には小売事業者による部分供給を組み合わせる必要があるのである。その場合の託送基本料金の設定方法を自己託送を利用しやすいよう整備頂きたい。	-
③	自宅託送利用可能な範囲の見直し	自己託送を利用する際、発電側設備の所有者はPPA事業者とし、需要家側への供給についてもPPA事業者から供給するスキームの確立を希望する	自己託送を利用することができる者の範囲について、現行では「密接な関係を有する者が設置する非電気事業用工作物」となっている点の緩和
③	PPAに関する指針の公表	PPAに関する統一的な見解を指針として公表してほしい。	経済産業省産業保安監督部の、PPA事業に関する見解が事業所や担当者によって異なる（電気主任技術者業務を事業者か、事業所が所属する法人か、など）。
③	容量市場における発動指令電源（デマンドレスポンスを含む）の調達量の上限定	前提として、容量市場における供給力として事業の予見性確保は、ERAB事業の基盤形成に繋がり、調整力等の他のERAB事業にも派生する。そのため、容量市場の制度がアグリゲーション事業の肝となる。 調達量の上限定により、応札する事業者の入札行動に心理的影響が働かない、具体的にはプライステイカーなるインセンティブが働かないような制度設計にしていきたい。 【理由】容量市場におけるDRの役割は、供給予備力として新設・既設のピーク火力と競争し、価格シグナル形成に一定程度関与することが期待されるが、現行制度における最も合理的な入札行動はプライステイカーになることであり、本来DRに求められる期待に応える入札が出来ないため。また、容量市場での他の電源との競争を通して、従来型ピーク電源の市場退出を促し、脱炭素化に寄与することが困難なため。翻って、調整力への事業展開にも影響を及ぼすため。 【参考】 https://www.youtube.com/watch?v=LOCr3VTwx6k&feature=youtu.be&t=1507	-

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
③	ネガワット調整金制度の見直し	再エネ普及拡大には再エネの不安定さを補う需給調整力が必要とされ、VPP/DRの活用が期待されている。しかし、VPP/DR事業者たるアグリゲーターがお客様にDRを要請する場合、「供給元小売電気事業者に対し電力販売の売上減に伴う補填（ネガワット調整金）が必要」との制度となっており、次世代の需給調整力を担うアグリゲーター事業の発展に対する阻害要因となっている。供給元小売電気事業者は自らお客様にDRサービスを提供することも可能である中で、競争の結果、お客様が他社とDRに係る契約を締結した場合において、供給元小売電気事業者に対し売上補填等を求めることを許容する制度の必要性を再考いただきたい。	-
③	差分計量の早期実施開始	経産省にて検討が進んでいるが、差分計量については早期に実施可能となるように進めて頂きたい。併せて、パソコン等の従来の検定器とは異なる機器のデータを活用した「特定取引」についても、需要家の合意を取ることを前提としたうえで、早期に認めて頂きたい。	電気の使用状況を測定して取引を行う場合に、それぞれの場所に計量法で定められた検定器を設置する必要がある。第三者所有モデルにより自家消費型再エネ電源の余剰電力を逆潮売電する場合に、逆潮売電単価と再エネ電力供給単価に差異があれば差分計量が必要となるが、それが認められていないため追加コストや新規工事が発生してしまい、第三者所有モデル普及の阻害要因となっている。
③	近接性評価割引の見直しと、割引幅の拡大	オフサイト型PPA契約への適用を想定し、再エネ発電所と需要場所が近接している場合において、系統を利用して送電する場合の託送料を大幅に割引頂きたい。自己託送普及のため、そもそもの料金見直しをお願いしたい。	自己託送料金は非常に割高のため、自己託送が円滑に進まない。（例：東京電力パワーグリッドの高圧託送料金表では、通常用基本料555.5円/kW・2.34円/kWhに対して自己託送用11.45円/kWh）
③	発電量変動要素が大きい再エネ電源の同時・同量管理の緩和	自己託送の際、需要計画・調達計画・販売計画を、電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者に通知する必要がある。太陽光発電のバランス管理が困難。	-
③	発電側基本料金	（・再エネ自立化のハードルになる発電側基本料金制度導入はドイツなどでも見送られており、日本での導入も再検討すべき。少なくとも系統を専有しないノンファーム接続電源は課金免除するなど、受益者負担原則との整合性を取るべき。） ・一律に発電家託送を徴収するのではなく、電源種に基づき、且つ距離に応じた費用の設定を速やかに整えるべきではないか。	現在制度化が検討されている託送料の発電側基本料金課金は、系統に接続される電源のkWにより課金されるが、これが導入されると稼働率の低い太陽光、風力などに対して、稼働率の高い石炭火力、原子力に比べて負担が高くなり、電源コストの優位性が損なわれる。このため、政府支援によらない再エネ電源の自立的拡大の制約となる。
③	「実質再エネ」という表現の変更	「実質再エネ」という表現がまぎらわしいため、再エネ発電所から調達した電気のみ「再エネ」表示としてほしい。（日経エネルギーNext2020/11/13より転記） 現在のルールでは、「実質再エネ」と表示する際には、電源の種類は問わず、どんな電力でも同じ扱いとなります。石炭火力発電所の電力が、FIT発電所の電力と同じ「実質再エネ」と表示されることは、違和感を覚える。	-

第3回要望のみ ④地域との共生

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
④	不適切な再生可能エネルギー発電所の把握と指導体制の不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> 各業界団体として不適切な発電所の事例を収集し、改善を指導しているが、所有者等の情報の提供を行政から受けられない。経済産業省・資源エネルギー庁や地方自治体から我々業界団体に対して不適切な発電所の情報共有を行って頂き発電事業の適正化を進める。 経済産業省、電力安全課、各地域保安監督部における電気事業法違反の取り締まりの強化。ただし、役所の人材も不足しているため、取締りや書面確認ができる人材の増強、外部への確認が委託できるようにする制度設計が必要。また、立ち入り検査や報告徴収はすでにできるが、その際に設計図面や完成図書が無い案件については、役所側が違反を証明するのではなく、発電事業者側に図面などをもって適合していることの説明責任を持たすようにする制度変更が必要。さらに、違反案件については、是正勧告、是正内容の詳細について公開する必要がある。現状の立ち入り検査とその結果の概要のみでなく、類似の案件も違反であることを示すために写真等の公開が必要（事業者名までは不要）。 	太陽光発電所の規制の履行状況確認が、行政機関の人的リソースの不足により十分行えておらず、安全性に懸念がある設備が放置されている。また、適正な管理をしている発電所まで巻き込むような包括的な規制が追加的に行われ、結果として全体のパフォーマンスを低下させている。
④	不適切案件の取り締り	不適切案件（もしくはその疑いがある案件）の速やかな調査、是正勧告、是正命令、罰則の徹底、厳格運用。具体的には、電力安全課および地方産業保安監督部の再生エネルギー関係担当者の人員を再生エネルギー発電所の増加に見合った数に増やす（経産省全体での人員配置の見直し）。不適切な例が発覚した場合、速やかに勧告、命令を出し、それが改善されない場合、速やかにFIT認定取り消しを行う(電安課と新エネ課との連携強化)。	不適切な設計・施工・保守を行なっている（もしくはその疑いがある）発電事業者が散見され、インターネットやSNSでも多くの情報が流れ、これらを放置することは、国民全体の中での再生エネルギーに対する評価を落とし、再生エネルギー普及拡大の大きな支障となる。
④	適正な土地利用に関する条例について	一定規模以下の再生エネルギー発電設備については、実質的に地産地消電源となることに鑑み、迷惑施設扱いをやめて頂きたい。開発行為の各申請に係る添付書類の内容を明確化して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電以外の再生エネルギー発電施設について、条例によって「迷惑施設」として扱われており、手続き等の負担が事業者にとって著しく過大となっている。 ②一部の自治体では、開発行為の許可に至るプロセスが複雑かつ難解であり、開発行為に直接の利害を有さない住民等からの申し出についても平等に扱われることとなっているため、事業に直接関係ない住民等から意見が発せられた場合、説明会や公聴会を数次にわたって開催する必要が生じ、事業者にとって受容し難い負担が生じている。
④	自治体の窓口一本化（再生エネルギー設置に関する条例等規制条件の集約とHPでの公表）	再生エネルギー設置時に各地方自治体に問い合わせを行い、規制条例の確認が必要。個別自治体への問合せの手間が大きいため、国が取り纏めの上、一覧化を行って頂きたい。	-
④	自治会（認可地縁団体）が再生エネルギー事業の主体になりにくい	発電事業の目的を定款等で定めていて、それが一定の条件を満たす場合等の発電事業では収益事業とみなさない措置を検討いただきたい。	地域住民ベースの自発的な再生エネルギー事業を促進することで、再生エネルギーだけでなく地域再生にも寄与することが出来ます。地域の防災上も発電設備を持つことは大きな意義があります。認可地縁団体は公益法人であり「公益法人等で収益事業を行っていないもの」である場合は法人県民税を免除されます。しかしながら発電事業は収益事業とみなされて課税対象となってしまいます。
④	各自治体の条例による規制	nonFITによる発電所や地域貢献型の発電所に関しては、例外措置にて対応していただく等の検討をいただきたい。	各自治体において、通常の林地開発申請や宅地造成申請、農地転用許可や伐採届など以外に新たに太陽光発電所を建設する為のルールが続々誕生している。法律ではフェンスが不要のソーラーシェアリングに条例でフェンスの設置を求めたり、農業委員会が首長の意向で申請書を受け取らない等の事例が発生している。土木工事内容に対して一定のルールを設けるのは致し方がないが、本来の目的とは離れたルールも散見される。特にFIT終了後に増えてくるであろうnonFITの発電所の足かせになることが予想され、何らかの対策が必要であると考えます。
④	駐車場にカーポート型で太陽光を設置する際、カーポート架台が建築物扱いとなること	<p>以下の点の解消。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築基準法に基づく設計物でなければならないという点。 ⇒海外で既に設計された安価なものが使用できなくなったりと、コストアップになっている。（建築物の扱いから外れれば②以降の課題も解決される。） ②(延べ床面積が500m2以上の場合)隣り合うカーポート間の延焼（隣棟間延焼線）の考慮が必要という点。 ⇒延べ面積基準が緩和されることでより多くのパネルが設置できるようになる。 ③建築確認申請手続きが多い点。 都市計画外地区かつ、準景観地区外であれば 200 m² 以上、都市部へ設置の際は 10 m²以上の床面積が申請対象となり大規模カーポート設置時は申請適用となる可能性が高い。 ⇒カーポートが建築確認申請の適用から除外されると導入が進む。 ④都市計画法手続きが多い点。 都市計画法の申請が必要な場合、消防、市、県民局の事前同意が必要であり手続きが煩雑。 ⇒建築事務所などに依頼することとなり手間とコストがかかる。地上設置 PV 野建て）は不要なため、カーポートも適用外となれば導入が容易となる。 	-

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
④	カーポート型太陽光発電設備の建築基準法上の制約	太陽光発電設備の地上向けの工法として、杭と基礎が一体化した杭基礎工法があり、コンクリート基礎と比べて大幅なコストダウンが可能。現行の建築確認の運用では構造上の基準を満たすものであっても基礎がないものと判断される事例が多いため、杭基礎工法も建築確認において基礎として認めるような通達を検討すべきである。	駐車場へカーポート型太陽光発電設備を設置するにあたり、建築確認でコンクリート基礎の設置を求められるため、低コストな工法の導入が困難となっている。
④	カーポート型太陽光発電設備の基準の統一	カーポート型太陽光発電設備の設置における基準の一律化、都市計画法の対象外とするといった法規制の緩和、建ぺい率の緩和など、カーポート型太陽光発電設備の設置の促進に向けて検討いただきたい。	カーポート型太陽光発電設備については、都市計画法、景観条例、消防法など規制が多い他、消防の基準なども自治体により違いがあるなど基準が明確になっておらず導入事業者自身での検討が出来ない。また建ぺい率に引っ掛かり設置できないケースもある。

第3回要望のみ ⑤その他

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	蓄電池の電気主任技術者	電力会社と低圧連系での接続をする蓄電池設置の再エネ発電設備については、例外として「一般用電気工作物」扱いとする（電気事業法第38条条件、解釈の緩和）。または、①技術基準の適合維持（電気事業法第39条）のみの規制とする。保安規定の制定届出および電気主任技術者の選任は不要とする。（電気事業法第42条、43条）②使用前自己確認結果届出を必要とする出力500kW以上の再エネ設備より保安規定、電気主任技術者の選任を必要とする。	太陽光発電設備に蓄電池を設置した場合、「太陽電池発電設備の出力は太陽電池モジュールの合計出力で判断する」原則により、電力会社とは出力50kW未満の低圧連系で接続したとしても、保安管理においては小出力発電設備ではなく「自家用電気工作物」となるために電気主任技術者の選任が必要となるが、こうした太陽光発電設備の立地地域においては第3種電気主任技術者の不足が顕在化してきており、新規の保安管理が断られる状況が起こっている。また、その費用負担においても設備設置普及を阻んでいる。
⑤	【風力共通】電気主任技術者の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及を促進する目的で、風力発電設備に限って、第三種電気主任技術者の範囲を拡大し電圧17万ボルト未満としていただきたい。 一事業につき一電気主任技術者の配置と専任、事業場所から2時間以内に在住といった点について緩和するなど検討願いたい。また、みなし設置者が同一であれば複数の電気工作物の統括を認めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、第三種主任技術者が選任できる電気工作物の範囲としては電圧5万ボルト未満、出力5千キロワット未満であるが、多くの風力発電所は同規模を超えることから、第二種主任技術者の選任が必要である。一方、風力発電所はその特性上辺境地に設置されることが多く、主任技術者を確保することは容易では無い状況である。 今後の洋上風力発電サイトの大規模化が進み、連系電圧が275kVとなるケースが多くなるが、一事業につき一電気主任技術者の配置と専任、事業場所から2時間以内に在住といった点を確保するのが困難である。
⑤	電気主任技術者の実務経験年数に関する早期実現	<p>実務経験年数について、経産省でのWGにおいて免状の種類に関わらず実務経験年数を3年とする方向で議論されているところ、当該方針にて早期承認をお願いしたい。</p> <p>持ち点数の緩和について、現行の持ち点33点は1999年度の改正時に受託者が電気保安に従事する時間を、当時の標準的な設備点検時間で除することで設定されており、現在の設備水準であればより効率的な管理が可能となっている。したがって、安全性確保の観点から、担当する電気工作物を遠隔で管理することが出来る等の場合には、持ち点数の緩和を図って頂きたい。</p>	<p>現状、太陽光発電の増加やコンビニ等の高圧受電化等により電気主任技術者の不足が生じており、また将来的にも不足することが懸念されている。電気主任技術者数の増加や1人の電気主任技術者が担当できる設備数の増加が解決策として考えられるが、実務経験年数や持ち点数（※）に制限があることが阻害要因となっている。</p> <p>（※）電気保安管理業務は、担当する電気工作物やその点検頻度に基づいて点数化し、合計33点の持ち点の範囲内で複数の電気工作物の保安管理を担当することが出来る。</p>
⑤	電気主任技術者の見直し	再生可能エネルギー発電は分散型小型発電所（10万kW未満）のであり、設備の安全に関する何らかの資格を新たに設置して、その有資格者を選任し保安監督ができるよう法改正をしていただきたい。安全に関する知識と経験があれば、十分に対応できるはずである。	事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事[4]、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、「『主任技術者免状の交付を受けている者』のうちから、『主任技術者』を選任しなければならない。」と定めている。ところが、過疎地域では主任技術者の資格を有している者が極めて少なく、電気事業を保安監督する上で支障がある。
⑤	保安点検のための人材確保	資源エネルギー庁が、太陽光発電の適切な業界団体に対し不適切な発電所の情報を共有することで業界団体が人的リソースを補うことが可能と考えます。	太陽光発電所の設計・施工・保守点検の適正化のための人的リソース（資源エネ庁・自治体）が不足し、結果として適正化が進んでいない
⑤	【洋上風力】電気事業法の定期点検の緩和	洋上風力発電の月次または定期点検にてアクセスが困難な状況である場合は、リモートセンシング技術を活用することにより、点検の全部または一部を省略できる様にして頂きたい。尚、具体的にはCMS、ライブビデオ、オイルリークセンサ等を活用することにより対応する。	電気事業法施行規則では点検頻度について定められており、月に1回の点検を実施する必要がある。洋上風力発電設備に於いては、海象条件によってはアクセスする事が困難で、実施することが難しい季節もある。その場合に要件を満たすことが出来なくなるため、ある程度危険を冒してアクセスすることが想定され、その場合に長時間風車に取り残されるなど安全上の問題もある。
⑤	電気事業法（特別高圧、太陽光発電設備の保守について）2種電気主任技術者に専任緩和	<p>太陽光発電所は、無人で自動で安全に発電することが可能であり、可動部がないため、遠隔制御も容易であるため、一定の基準を満たせば、電気主任技術者の専任の要件緩和が可能。そこで遠隔制御管理を条件に電気主任技術者の兼任や外部委託を可能とする。以下に、具体的な規制緩和策を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気主任技術者の専任要件の緩和： <ul style="list-style-type: none"> 近接する特別高圧発電所については、第2種電気主任技術者の兼任を認める 第2種電気主任技術者の外部委託： <ul style="list-style-type: none"> 第2種電気主任技術者の、外部委託を認める 補助員（第3種電気主任技術者）の外部委託： <ul style="list-style-type: none"> 第2種電気主任技術者の、補助業務として、直流部分の保守作業については、第3種電気主任技術者による業務(外部委託)を認める 第3種電気主任技術者の、監督範囲について： <ul style="list-style-type: none"> 電圧5万V、出力5MWまでの範囲とされているが、電圧7万V、出力5MWの緩和措置(一定の実務研修を要件として) <p>上記を実現できれば、既存発電所の主任技術者不足による事業中断の回避、発電事業のコスト削減が期待できる。</p>	2,000kW以上の太陽光発電所では、2種電気主任技術者の専任が必要だが、その人材が少なく、高齢化も進んでいるため、このままでは、事業できない発電所が発生してしまう。
⑤	電気事業法・系統運用(太陽光発電の、遠隔自動復帰)	<p>一定の安全確認ができれば、系統停電後の発電所復帰を自動で行えるようにしていただきたい。</p> <p>すでに複数の地区保安協会では、試行的な試みが実施されており、送配電事業者からの理解も得られている。九州地区では、FIT旧ルール出力制御における、主任技術者に手動切り替えも自動切換えに置きかえも実施している。素早い復電が可能となり、太陽光発電コストの低下と太陽光電力の有効利用につながる。</p> <p>☑</p>	系統停電後に発電所を復帰する際、電気主任技術者が現地に行って、復帰させる必要がある。出力制御での、旧ルール適用事業者は、主任技術者による手動切り替えを行っている
⑤	常時監視	<p>バイオマス発電のうち5000kw以下のORC（オルガニックランキンングサイクル）システムについては、常時監視を要しない方式を認めることにより発電所の運用負担を軽減し、地産地消により小規模バイオマスの普及を促進する。</p> <p>ORCシステムは沸点の高いサーマルオイルとシリコンオイルを使用することにより、300°C近くであってもその配管はほぼ常圧で安全に運転することができ自動制御としてもリスクが少なく、欧州では自動運転が進んでいる。</p>	バイオマス発電を含む汽力発電設備についての常時監視が必要である。大規模発電は蒸気タービンを使用して発電することが一般的であるが、小規模発電においては蒸気タービンよりもORCシステムの方がメンテナンス負担が少なく、蒸気によるタービン腐食による機械ストレスがないメリットがある。これらのメリットにより欧州ではORCシステムの普及（200機以上）が進んでいるが日本においてはほとんど進んでいない。その理由として日本では常時監視が必要で運用負荷が大きいためである。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	【風力共通】 工事計画届・安全審査の効率化、合理化（審査期間の短縮化、申請届出のWEB化、審査事項の公表）	<p>（・専門家会議1回あたりの審査案件数も限られていることから全ての特殊設備案件を専門家会議にて審査すると受審までの待機時間も発生すること、また、ほとんどの場合に認証を取得していれば短時間の審査で専門家会議が終了可能なことから、ウィンドファーム認証⇒工事計画届出⇒専門家会議の過程が見直されることにより、工事計画届受理までの期間を短縮することが可能なため、第三者機関によるウィンドファーム認証を取得した風力発電設備については専門家会議を開催せず、各地方産業保安監督部の判断で対応できるよう、審査フローを見直す等して効率化を図っていただきたい。</p> <p>・それと、工事計画届の申請（届出）においては、電子申請・届出が可能となるよう、WEB化を実現・推進していただきたい。</p> <p>・また、工事計画届の審査を行う専門家会議等において、審査事項（審査における技術的な考え方とその根拠たる技術情報等、審査要領を含む）、についての公表を適時・適切に行っていただきたい。）</p> <p>・判断基準の標準化・事例共有やガイドラインの作成等をして、専門家会議に諮るまで何を指摘されるか想定できない状態ではなく予見性を高めて欲しい。</p> <p>・洋上風車（並びに最近の大型陸上風車）は、振動センサー等状態監視機能が設置され、異常が遠隔で分かるようになっていることから、IT化の進歩、技術の進歩に合わせて、最新式風車に設置されている状態監視等の設備によっては、安全管理審査の要求である頻度（現在半年に1度）及び項目を見直すなどして業務の効率化を図りたい。</p> <p>・現行は一人でも懸念を示す審査委員が居ると、他の審査委員や主査が反論していても、審査結果は不可となる。設置者側が異議申し立てを行った場合に、別の審査委員により協議し再判定を行う制度を設けるなど、活発な議論を経て結論を出す仕組みを導入していただきたい。</p>	<p>・現在、各地方産業保安監督部にて特殊設備に該当すると判断された風力発電設備は経済産業省電力安全課に対して意見を求めることとなり、その場合に電力安全課は専門家に意見を聞くことができ、専門家会議を開催し審査が行われる。また、特殊設備に該当する可能性がある場合、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を取得することになっており、専門家会議においても原則認証機関からの認証が必要で、認証を取得してから専門家会議が開催され、その後、電力安全課と専門家との間での確認作業を経て、当該産業保安監督部に連絡があり、工事計画届が受理となる。</p> <p>・現状では専門家会議は月に1回のみ開催され、確認作業に最低1カ月必要な状況であり、これらの対応に最低2ヶ月程度を要している状況であるが、専門家会議ではウィンドファーム認証と同様の内容を審査されることから二重の審査を受けていること、また、案件が多数あることから順番待ちとなり工事計画届受理が遅れること等が多く、結果して、工事着手までに長期間を要している状況である（さらに、ウィンドファーム認証の所要期間も長期化している状況が現出している）。</p> <p>・それと、現状、工事計画届の申請（届出）は、全て地方産業保安監督部を直接訪問して届出を行う必要があり、各保安監督部の担当官との面会予約の取得から時間を要している。</p> <p>・また、審査の考え方は既往にはない条件や知見の追加等により基本的に厳格化している傾向にあるが、それらに関する情報が不足した状態で受審すると審査が長期化し、プロジェクトスケジュールに影響する（遅延が生じる）可能性がある。</p> <p>・風力設備の工事計画を受理頂くための審査のプロセスにおいて、専門家会議にて確認頂くことが必要となるが、ここでの判断基準を把握・想定することが困難なため、度々再提出となり予見性が低く、また結果的として工事計画受理に要する期間が長期となる。</p>
⑤	【洋上風力】 工事計画届・安全審査の一本化（審査機関の一元化）	<p>（・審査機関を一本化（一元化）し、効率的な安全審査の運用が行えるようにしていただきたい。</p> <p>・または、第三者認証機関によるウィンドファーム認証の取得をもって国による技術審査を省略することの是非について検討していただきたい。）</p> <p>・再エネ海域利用法の基づく浮体式の審査において、</p> <p>①先行して実施する船舶安全法の審査において、電気事業法における技術基準の適合性と、公募占用計画における、再エネ海域利用法、港湾法の適合性の確認について、同時に審査していただきたい。</p> <p>（再エネ海域利用法、港湾法、船舶安全法は同じ国土交通省の管轄ですので、統一が可能と考えます）</p> <p>②適用する基準は船舶安全法の初回審査段階で決定したものとしていただき、最新基準への対応は事業者の努力目標としていただき、再設計等による再審査を回避していただきたい。</p> <p>③審査期間（1年以内など）を事前に明示し事業開始の予見性を高めていただきたい。</p> <p>④経済産業省管轄の電気事業法に関する審査を発電機など電気設備に限定した審査としていただき、支持構造物等構造についての審査は国土交通省によるものとしていただく、もしくは、みなし機関のウィンドファーム認証で1本化していただくなど、現状の「同じ対象について複数の省庁で別の審査をする」という、行政および事業者の負担を軽減していただきたい。</p> <p>の4点について要望いたします。浮体式は環境アセスのプロセスも短縮化が可能のため、セントラル方式の活用により、ウィンドファーム設置開始までの期間を、現在の数年程度から1年程度にまでの短縮が可能になります。</p>	<p>・現状、着床式洋上風力発電設備は、工事計画届出の審査（電気事業法）、港湾法技術基準への適合性確認（港湾法）、公募占用計画の審査（再エネ海域利用法）が並立しており、同様な内容の受審対応を複数行う必要がある。また、浮体式洋上風力発電設備も、ウィンドファーム認証（船舶安全法（日本海事協会（国土交通省海事局所管）による基礎構造物の専門家審査、電気事業法（日本海事協会、沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による風車の審査）（数年間））->電気事業法（工事計画届について経済産業省電力安全課設置の専門家会議による審査）->港湾法（沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による審査）と、同じ内容の審査を各省が行っている。いずれの場合も審査結果が出るまでに長期間を要している状況である。</p> <p>・浮体式においては、船舶安全法に基づく審査が別途あります。手順としては、まず、船舶安全法に基づく、みなし機関によるウィンドファーム認証があり、そこで数年間の審査を経て、工事計画届の審査と公募占用計画の審査を受けることになるため、工事計画届けもしくは、公募占用計画の審査において、船舶安全法の審査段階で適用されていなかった基準類が、工事計画届けや公募占用計画の審査段階で適用されたり、構造的な指摘を受けた場合、全ての設計がやり直しになり、船舶安全法の審査から全てやり直す必要があります。</p> <p>実際、浮体式のウィンドファーム認証において、3年の審査期間を経てでも終了せず、審査の間に発電機メーカーが撤退して事業機会を失う事例も発生しています。風車のモデルチェンジは3年周期と言われており、数年で生産中止になってしまうことから、風車と一体的な設計が必要な浮体式において審査の長期化は普及促進の障害になるだけでなく、国産技術の国際競争力の低下にもつながります。</p>
⑤	再エネ使用分の加点について	優良事業者選定のクラス分けの際に再エネ使用分を何らかの形で加点する、熱量原単位の改善の代替として再エネ使用率を加味するなどのインセンティブがあれば、再エネ普及拡大に寄与すると思います。	省エネ法において、再エネはCO2計算では考慮されるものの、買電量としてはそのまま熱量（GJ、原油換算）で加算され、これで計算した原単位1%削減を要求されるため、インセンティブが働かない。
⑤	短絡強度計算書の提出	6kV配電線に接続する誘導発電機、また2,000kVA以下の変圧器に関しては、JIS規格品であれば、短絡計算は、保安上の観点からも不要といえるので、「電気事業法施行規則」の「工事計画届」に係る発電機及び変圧器の短絡強度計算書提出を不要としていただきたい。	メーカーからも提出が困難（計算書の入手が事実上不可能）とされる「工事計画届」に係る発電機および変圧器の短絡強度計算書は、書類作成に多大な労力と時間を要し、手続きの長期化要因となっている。
⑤	太陽光架台の強度計算	JIS C 8955 2017と建築基準法の地表面粗度区分の定義を統一して頂きたい。	太陽光架台の強度計算に関して、建築基準法よりも地表面粗度区分に関して、厳しくなっており、人が住む建物よりも太陽光架台の方が厳しい強度を求めている実情がある。
⑤	太陽光発電の統一的な規則	太陽光発電のための電技省令を新設し、そこに関連法規をまとめて欲しい。	太陽光発電関連の規制が様々な法令に分散してパッチワークのようになっており、把握に時間がかかり、見落としも発生しやすい。地味にコスト増要因、および安全上のリスクになっている。
⑤	太陽光発電設備に対する固定資産税の減免	建築コストに加え、税負担を考えると、経済的に見合わなくなり、進まないで、太陽光発電設備に対する固定資産税の減免をお願いします。	店舗屋上だけでなく、広い平面駐車場にカーポート式の太陽光発電設備を設置することを検討、その際、太陽光発電の下部を駐車場として使用する場合、対象の発電設備が「建築物」に該当してしまい、建蔽率、容積率の対象となり、固定資産税が発生します。
⑤	再エネ導入のコスト削減・採算性向上にかかる課題	<p>・風力発電所における運転後の原状回復に関し、制度上地下の杭部分の全撤去を求められているが、洋上風力と同様に、杭の地中切断によって原状回復する形に出来ないか（撤去費用の低減）。</p> <p>・20年を経過した風車についても、安全性が確認できたものは稼働延長が可能となるように、産業保安監督部として、第三者認証機関の選択肢が広がるような措置をとってほしい。理由は以下の通り。20年以上経過した風車を稼働延長するためには、風車の型式認証(IECに準じて20年)を延長させる手続きが必要。型式認証の延長にあたっては、産業保安監督部より、第三者認証機関の認証やレポート等が必要との指導も受けているが、現状では第三者認証機関がそのような業務に対応しておらず、稼働延長ができない状況にある。</p>	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	【洋上風力】 協力金等の損金算入	洋上風力発電に関する地元理解を得るための選定事業者の負担する基金への出捐等をプロジェクト推進上必要なものとして損金算入できるようにしていただきたい。	洋上風力発電において地元の理解を得るために協力金を支払う事が多々ある。また、再エネ海域利用法における選定事業者は地元が設置する基金へ出捐を行う可能性が高い。
⑤	【洋上風力】 規格の統一	設計、製造、施工のコストダウン・効率化のため、国内の洋上風車の規格・基準を欧州規格等に統一化することが重要であり、IEC、DNV-GL等の欧州規格・基本等とJIS規格について、相互認証すべきである。	現状、国内では洋上風車向けの明確な規格・基準が整備されていないため、案件ごとに事象者が手探りで海外、国内基準を組み合わせ対応している。洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説が整備されたものの、複数の基準が参考として示されるのみで、どの基準を採用して良いか判断困難。
⑤	営農型太陽光発電設備におけるフェンス設置のルール不統一の解消	再生可能エネルギー発電設備に対するFIT制度などにおける規制と、一般送配電事業者の独自ルールが併存している状況を整理し、規制内容を統一する。	営農型太陽光発電は農地で農業を継続しながら発電事業を行う為、通常は太陽光発電所に求められる敷地全周のフェンス設置をFIT制度などにおいて免除されている。しかし、一般送配電事業者によってはその規定に関係なくフェンス設置を求めてくる為、農業に支障を来す設計になってしまい、事業化を進められない。
⑤	バイオガス発電の廃掃法許認可の撤廃について	バイオガス発電で産業廃棄物並びに一般廃棄物を発電の原料として利用する場合に限っては、その原料受け取りに際して有償であるか無償であるかを問わず、廃掃法に定める許認可手続きを一律に免除するよう法制度の運用を改訂していただきたい。	現在、廃棄物を原料とするバイオガス発電所を設置するにあたっては都道府県ごとに定める廃掃法上の許認可手続きが必要であるが、この中には住民同意を必須とする規定を定めているところもあり、厳しすぎて事業化を断念せざるを得ない事例が多く発生している。一方で、廃棄物を排出者より有価で買い取る場合に限っては当該許認可は免除されている。(環廃産発第13032911号 H25年3月29日) 食品廃棄物や家畜の糞尿等を発電用燃料として確保する点においては全く同じ事業行為であり、地域住民から見ても同質のものを取扱うにも関わらず、片や処理費を徴収した場合は廃掃法の厳しい許認可取得が必要であり、片や有価で購入した場合はそれらが免除されている。もともと廃掃法は不法投棄防止のための法制度であるが、発電の原料とする廃棄物は発電事業者にとっては発電の原料となる大切な燃料であり不法投棄する動機は皆無であり、廃掃法の趣旨に照らせば許認可を課す必要性はないと考える。
⑤	廃棄物処理施設の設置と環境影響評価法	環境影響評価法及び各自治体条例の対象となる廃棄物処理施設(焼却施設等(バイオガス発電施設含))の設置においては、アセス手続きの中で専門家・住民等への説明も経て、十分に審査がされていることから、廃棄物処理法に基づく設置手続きを大部分省略出来るなどの緩和を行って頂きたい。	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針においては、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく評価書、または地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えないとしているものの、環境影響評価法の手続きと、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きは、それぞれの手続きの性格が異なるとしていることから、廃棄物処理施設の設置に際しては、まず、環境影響評価法での評価書を確定させてから、その評価書を廃棄物処理法で求められる「生活環境調査の結果を記載した書類」として施設設置手続きを実施することとしている。
⑤	新築住宅に対する基準適合義務化とエネルギー性能の表示義務化	建築物省エネ法での住宅エネルギー性能基準の適合義務化が見送られたので、建築物省エネ法での義務化が難しい場合は、温対法もしくは省エネ法で規制をかけてもよいかと考えられる。具体的には、新築住宅に対する基準適合義務化とエネルギー性能の表示義務化を課す。	住宅の断熱性能が上がることで、24時間空調が普及し、冷暖房による1日の電力負荷の変動が小さくなり、再エネが有効に利用されやすくなる。
⑤	再エネ非化石証書付電気(トラッキング付)の省エネ法における報告対象外化	再エネ非化石証書付電気(トラッキング付)は、省エネ法の報告対象外の電気として認めて頂きたい。	省エネ法における電気の定義では、自家消費又は自営線等で供給される再エネ電気だけが省エネ法の報告対象外の再エネ電気として認められている。したがって、系統電力送電網を通して小売電気事業者から購入する再エネ非化石証書付電気(トラッキング付)は省エネ法の報告対象外の再エネ電気とは認められていないが、このことは今後普及拡大が期待されているオフサイト型PPA(系統利用)の普及の妨げとなるおそれがある。
⑤	省エネ法における報告制度免除	原油換算ありきの報告制度ではCDP、SBT、RE100に使用できるデータとは異なるため、先進的に取り組んでいる企業ほど、二重の手間や労力を課せられることになる。CDP報告を行っている等を条件として報告義務の免除を検討してもらいたい。	省エネ法はエネルギー削減の努力は要求するが、再エネ電力を使用している等の努力に関しては原油換算で評価するため、そのすべがない。
⑤	換算係数の見直し	需要家が再エネ100%・再エネ50%由来の電気を小売電気事業者から購入した時、換算係数を下記のような適正な値にしてほしい。 <換算係数> 通常：昼間買電：9.97GJ/千kWh、夜間買電：9.28GJ/千kWh 再エネ100%由来：昼間買電：0GJ/千kWh、夜間買電：0GJ/千kWh 再エネ50%由来：昼間買電：4.99GJ/千kWh、夜間買電：4.64GJ/千kWh 需要家にとって再エネ由来の電気を購入する事は省エネ法上でもメリットになり、再エネの普及拡大につながります。	需要家が再エネ100%や再エネ50%由来の電気を小売電気事業者から購入しても、省エネ法としては、通常の電気の購入と同じ換算係数となり、再エネ由来の電気が適正に評価されていない。 <換算係数> ・昼間買電：9.97GJ/千kWh ・夜間買電：9.28GJ/千kWh
⑤	事務所ベンチマーク制度	非常に細かな事務所データを要求され、かつ、要求データをすべて入力すると容量が大きくなるらしく省エネポテンシャル推計ツール(経済産業省が作成したツール)が止まってしまうため、担当者が苦労している。事務所ベンチマーク制度はもっと単純な形に抜本的に変更していただきたい	
⑤	水素の利用促進	算定報告公表制度における、各種水素の扱いを明確化していただきたい。	再エネ由来水素と化石燃料由来水素の間に、扱いの差がないため、再エネが選ばれづらい環境になっている。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	電動車両の自宅充電の普及	<p>①管理組合の権限を弱め、「区分所有者が電気自動車用充電設備の設置を希望した場合」管理組合が、それを認めないことはできない、という改正を行う。これにより分譲マンションにおいて、最低でも、全額設置者負担なら必ず設置できるようにする。管理組合のコスト負担についても可能なら言及。例えば、「組合総予算の5%未満なら可決しなければならない」等。</p> <p>②・例えばドイツではEV充電設備を円滑にすすめる法改正を行っている。 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/239f00ce4140df06.html) 充電設備を今後必要と考える人による費用負担で導入することができれば、導入のハードルが下がる。その際の、区分所有法第十七条における共用部の変更に関して、法改正が必要になる可能性がある。 ・賃貸マンション付帯の駐車場設備につき、借地借家法に記載を追加。オーナーは、賃貸ユーザーが全額自己負担で充電器の設置を希望した場合、それを断ることができないようにする。 ③オーナーは、月極駐車場ユーザーが全額自己負担で充電器の設置を希望した場合、断ることができないようにする。</p>	<p>①分譲マンション ②賃貸マンション 区分所有法によって、EV充電器を設置する場合、共用部に充電器を設置することになるが、車を持たない住民にとっては不要な設備となり、費用負担に関して理解が得られず導入が進まない。また、共用部の変更に当たるため総会決議にあたり、1/2以上の賛成、もしくは3/4以上の賛成が必要になる。(1/2,3/4の違いは大規模な変更になるか、管理規約の変更に当たるかによって異なる) ③月極駐車場</p>
⑤	【風力共通】電源開発促進税の用途に風力発電を追加	<p>電促税は現在その用途先として「CO2を出さない電源である原子力、水力、地熱」の3電源が対象となっているが、風力発電を用途先に追加していただきたい。</p>	<p>・洋上風力を推進するにあたり、立地地域の地元利害関係者から促進区域協議会等を通して協力金（基金への出捐等）の要望が出されるケースがある。 ・風力発電を立地する地元への協力金について「電源促進税」の適用を検討していただきたい。</p>
⑤	認証機関の対応強化	<p>現状の認証品質を保ちながら認証期間の長期化を回避すべく、認証機関の対応人員増強などの対策を検討していただきたい。 技術進歩の早い再エネ産業において、認証期間が短縮されることはタイムリーに良質・高機能な製品を投入できることにつながり、産業全体でのコストダウン・性能向上に寄与するものと思われる。</p>	<p>認証機関における申請から認証までのリードタイムを短縮することで、新技術・製品の投入による市場活性化を促進したい。</p>
⑤	石炭火力や石油火力、原子力発電所などの廃止予定日の公表	<p>巨大な集中電源の廃止日を公表いただきたい。 将来の系統の空き容量予測が容易になるので、どのエリアで発電所開発をするかの優先順位の目安となり、投資効果を高めることができる。 ひいては再エネの発電コスト低減につながるので、将来の国民負担低減にも資する。 また、電源の分散化に資するので、災害時のレジリエンスが高まることも期待できる。</p>	-
⑤	大規模発電所へのパネル点検ドローン導入による目視義務の緩和	<p>パネル目視点検などでドローンを活用することにより、作業時間の短縮、作業人数の低減に寄与しうることから、この点の緩和を検討できないか。</p>	-
⑤	電力・ガス取引監視等委員会	<p>電力・ガス取引監視等委員会を現状の八条委員会から三条組織に改組して、より独立性と専門性を高め、監視の目を強めていただきたいと思います。八条委員会から三条組織への発展については、大蔵省の一審議会（八条委員会）であった証券取引等監視委員会が、総理府の三条組織である金融監督庁、同金融庁（現在は内閣府金融庁）へと発展していった経緯が参考になると思います。</p>	<p>再エネ電源をはじめとした新規参入者が市場の中で不当な扱いを受けていないかを監視する監視委員会の存在は、再エネ普及にとって大きな要素です。監視の目が行き届き、不当な行為には断固として対処してくれるという安心感があるからこそ、新規電源の開発に安心して取り組みます。 現在の電力・ガス取引監視等委員会は、確かに旧一電の監視に尽力していただいておりますが、経済産業省の8条委員会という位置づけでは、自ずとその権限と独立性が限定的になります。監視機関により高い独立性と専門性を持たせることが必要と考えます（八田委員長も第3回電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の中で独立性と専門性の重要性について言及されています。）。</p>
⑤	【洋上風力】FIT認定申請期限	<p>長崎県五島市沖公募（浮体式）においては、FIT申請期限（1年）は、第3次保証金の期限（事業者選定後12か月）を踏まえ決定された経緯があることから、着床式の場合は、当該保証金の期限である2年にする、又は送電線路の状況（長さや交渉状況等）による柔軟に対応いただきたい。</p>	<p>「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」によると、認定の申請には、「送電線路については、再生可能エネルギー発電設備の設置場所ではないため、2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権原に記載の書類までは求めないが、占用許可や土地の権利者の合意が得られていることが必要となる」とある。 一般海域の洋上風力においては、FIT認定申請期限は選定事業者通知から1年以内であるが、洋上風力は規模が大きく連系点も限られており、長距離の自営線の設置が必要となる場合があり、事業者選定後、1年以内に占用許可や地権者からの合意を得ることは現実的に困難である。（事業者選定後1年以内に許可や合意を得るためには、公募の数年前より送電線路の地権者と調整を行っておく必要があるが、事業者に選ばれていない状況での交渉は困難）</p>
⑤	F I T 制度の事業計画認定における申請期間の短さの改善	<p>・毎年度の事業計画認定申請の期限を戻すよう検討していただきたい。ただし、当該年度のF I T 制度を活用できる期間が少ないため、通年単位で申請を受け付けられるような体制整備を望む。 ・調達価格の協議時間中にも経産省に対して申請ができるようにしていただきたい。 ・事業計画の変更認定申請は通年で受け付ける事とし、その承諾処理も通年で回答を得られるように検討いただきたい。</p>	<p>・F I T 制度では毎年4月から当該年度の調達価格が新たに適応されるが、その終期となる事業計画認定申請の期限が年々短縮されている。2012年度は2013年3月末まで申請が受け付けられていたが、2020年度は12月18日が申請期限とされた。 太陽光発電では50kW以上の高圧連系規模になると各地域の一般送配電事業者による接続検討の回答に2か月、その後の接続契約に2か月を要するため、接続契約が締結され事業計画認定が出来るようになるまで4か月を要する。8月には接続検討の申し込みを終えなければならない。そして翌年度のF I T 制度の内容が決まるのは2月頃の為、実質4か月程度しか当該年度のF I T を利用した事業の開発が出来ない状況にある。 ・既にF I T 制度の事業計画認定を受けている事業に対して、計画内容の変更申請を行う期間も新規申請と同様に2020年度の場合は12月18日が期限となっている。事業計画変更は様々な理由で起こるが、最長で半年程度変更申請が行えず、事業着手が遅延する。</p>
⑤	FIP制度への移行について	<p>バイオガス発電は一定の調整力を持つが、継続運転が必要な廃棄物処理の特性もあることから、当面の間は、地域活用要件を満たすことによるFIT認定の継続を検討していただきたい。</p>	<p>現在、FIP制度の検討が行われているが、バイオガス発電に関しては、廃棄物処理の特性から継続運転が求められるため、現時点でのFIP制度への移行は難しい。</p>

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由
⑤	F I T 制度の調達価格の設定における設計・施工規則との不整合	F I T 制度や今後実施される F I P 制度の調達価格等を決定する際に、安全基準を徹底したことによるコスト構造の変化を適切に加味した検討を行う仕組みを整える。	F I T 制度における調達価格は、事業者の建設費の報告を参考に決定されてきた。台風等による事故の多発を受け 2 0 1 7 年に J I S 規格 (JIS C 8955) が改正されるなど、安全基準の強化が図られてきたが、それまでの発電所の建設費が必要な安全基準を満たしていないなら、運転費用報告などで報告されてきた建設費用も不当に低かったと推測される。安全基準を蔑ろにした安価な事業が多数含まれた建設費用を参考に調達価格が設定され、一方で健全な事業者にとっては安全基準の強化で建設コストが上昇することになり、同一省庁内で相反する処置が実施されてきた。
⑤	設備認定申請における「土地の取得を証する書類等」の準備について	地籍調査が終わっていない地域や、地籍調査後も不動産登記がなされていない場合等について、地方公共団体が調査するインセンティブを付与するなど、柔軟な対応を認めていただきたい。	地方では土地のすべてがきちんと不動産登記されてるわけではない。地籍調査が終わっていない地域や、地籍調査後も不動産登記がなされていない場合がある。また、市町村道などで事実上土地の管理を市町村が行っており実態として所有者が市町村であるにも関わらず不動産登記がなされていない場合がある。このような場合は、土地の取得を証する書類や地上権設定を証する書類を準備することが困難な場合がある。特に小水力発電の場合、発電設備は取水口より発電所までの細長い土地を利用するため対象となる筆数が大変多くなることがあり、採算性や構築期間より考えて事実上不可能になる場合が少なくない。
⑤	風力・太陽光発電システムの耐用年数	風力・太陽光発電システムを導入した場合の税務上の耐用年数や減価償却資産の計上方法の柔軟化を検討いただきたい。	税務上、自動車製造業を営む法人が、自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備として設置した風力発電システム又は太陽光発電システムの耐用年数は9年とされている。
⑤	自社使用目的の再エネ調達における負担軽減	太陽光発電は十分に経済的に見合う発電コストに下がってきているので、オフサイトPPA等、自社使用目的での再エネ調達において、賦課金や託送料金の負担軽減策の検討をお願いします。	現状、敷地内（屋上など）に自社使用目的で設置した太陽光などの再エネに対しては、再エネ賦課金が掛からないのに対して、敷地外に設置し、系統線を利用して送電して自社使用する場合は、再エネ賦課金や託送料金が掛かる制度になっています。
⑤	住宅用太陽光のFIT申請手続き等の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以下の太陽光発電システムは、事業用ではなく主に自家消費を目的としたものであり、手続きの簡素化していただきたい。 ・変更手続きに時間がかかり過ぎるので、この手続きも簡素化しスピードアップを図って欲しい。 ・10kW以下の太陽光発電システムは、相続や財産処分時には名義変更で良いと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以下の家庭用太陽光発電の手続きもメガソーラーと大きく変わらないため、手続きが煩雑で数ヶ月かかる。 ・太陽光発電を設置している住戸で、卒FITで蓄電池を設置する場合の変更手続きも数ヶ月かかる。 ・個人の住宅に10kW以下の太陽光発電が設置されている場合にも、事業者変更時に大変手間がかかる。例えば、相続時には相続対象者全員の同意書の提出が求められ、離婚時にも離婚協議書の提出が求められる。
⑤	設備故障時の「申請」手続き	設備故障時、認定時同等設備への取り換え改修であれば、「申請」手続きではなく、「事後届」手続きへ変更願いたい。	-
⑤	地域活用要件について	災害時の電気や熱の活用に関しては、電気容量の利用率の設定等を設けず、自治体との防災協定等（災害時協力協定を含む）で位置づけられる内容として、災害時の対応方法としてシステム費用増大につながらぬよう、幅広く解釈していただきたい。	災害時に電気や熱を地域で活用するために自営線の整備や関連設備の追加等を要する場合、費用の増大が想定され、発電事業者の負担が大きくなると、バイオガス発電の今後の展開が難しくなる。